令 和 5 年 川 西 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

開会　令和 5 年 12 月 8 日

閉会　令和 5 年 12 月20日

令和５年川西町議会第４回定例会会議録（開会）

召集年月日	令和５年１２月８日
召集の場所	川西町役場議場
開　　会	令和５年１２月８日　　午前１０時００分　宣告
出席議員	１番　松波　芳子　　２番　齋藤　麻由　　３番　安達　憲太郎 ４番　阪本　学　　５番　弓仲　利博　　６番　福山　臣尾 ７番　堀　格　　８番　安井　知子　　９番　伊藤　彰夫 １０番　石田　三郎　　１１番　寺澤　秀和　　12番　芝　和也
欠席議員	
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町　長　小澤　晃広　　副町長　森田　政美 教育長　橋本　宗和　　総務特別参事　江畑　幸男 行政改革統括理事　石田　知孝　　まちマネジメント担当理事　山口　尚亮 住民保険担当理事　大西　成弘 総務課長　西川　直明　　税務課兼債権管理課長　松下　正嗣 まちづくり推進課長　喜多　勲　　まちマネジメント課長　中川　辰也 デジタル推進室長　梅津　光章 長寿介護課長　栗林　美子　　福祉こども課長　中森　委香 社会教育課長　浅田　裕信　　教育総務課長　高塲　慎太郎
	会計管理者　岡田　充浩　　監査委員　西田　亜希子
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長心得　池原　由香里
	モニター係　西村　俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した
	８番　安井　知子　議員　　９番　伊藤　彰夫　議員

川西町議会第４回定例会（議事日程）

令和５年１２月８日（金）　午前１０時００分　開会

日　程	議案番号	件　　名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
第4	報告第5号	定期監査報告について
第5	報告第7号	令和5年度川西町一般会計補正予算について
第6	報告第9号	令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第7	認定第1号	令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第8	認定第3号	令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第9	認定第5号	令和5年度川西町下水道事業会計補正予算について
第10	認定第6号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で
第11	議案第33号	常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第12	議案第34号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第13	議案第35号	川西町印鑑条例の一部改正について
第14	議案第37号	川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について
第15	議案第38号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第16	議案第39号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について
第17	議案第40号	川西町営住宅条例の一部改正について

（

令 和 5 年 川 西 町 議 会
第 4 回 定 例 会 会 議 録

（ 第 1 号 ）

令和 5 年 12 月 8 日

午前１０時００分　開会）

〇議　長（弓仲利博議員）　皆さんおはようございます。

これより、令和５年川西町議会第４回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

小澤町長。

（町長　小澤晃広　登壇　挨拶）

●皆様おはようございます。

本日ここに令和５年川西町議会第４回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共々何かとご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして、格別のご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、今年も残すところ２０日余りとなりました。

本年は物価高騰が続くなか、奈良県に新しい知事が誕生し、新型コロナウイルス感染症が５類に移行するなど、川西町を取り巻く環境も大きく変化する年となりました。

このポストコロナの新しい時代が始まるなかでも、私たちのまち・川西町でのより幸せな暮らし、持続可能なまちづくりに向け、住民の皆さまと「ともに」一歩一歩ではありますが、取組を進められていると感じております。

去る１１月２７日には、スーパーおくやまに「おくやまテラス」をオープンいたしました。

これは株式会社コノミヤと地域連携協定を締結し、スーパーおくやま内の空き店舗を無償でお借りして、コミュニティスペースとして活用する取組です。川西町の欠くことの出来ない生活インフラである、スーパーおくやまの正面玄関横のシャッターを開けることができ、明るくなりました。これをきっかけとして、この「おくやまテラス」を町民の皆様と、活用させていただくなかで、協働による地域活性化、住民交流を進め、駅周辺の賑わいづくりを少しでも進めてまいりたいと考えております。

ぜひ皆様にも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、昨年度、策定させていただきました、川西町第３次総合計画の後期基本計画を周知し、住民の皆様からお声をお寄せいただくために進めておりました「まちづくりトーク」を御協力いただきました、町内１７自治会におきまして開催することができました。

御協力いただきました皆様に感謝申し上げるとともに、住民の皆様からいただいた貴重なご意見、ご要望につきましては、真摯に受けとめ、行政に反映できるものについては、議員各位のご協力もいただきながら、必要な対応を行ってまいりたい

と考えております。
　さて、本定例会では、令和５年度の一般会計補正予算など５件の予算案、また、７件の条例改正案を上程しております。
　何とぞ、慎重御審議の上、御議決御賛同賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の開会の御挨拶とさせていただきます。
　よろしくお願い申し上げます。
○議　長（弓仲利博議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、８番、安井知子議員、９番、伊藤彰夫議員を指名いたします。
　日程第２、会期の決定について、議題といたします。
　お諮りいたします。
　本定例会の会期は、本日より２０日までの１３日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。
　よって、本定例会の会期は、本日より２０日までの１３日間に決定いたしました。
　日程第３、諸報告に入ります。
　報告第１１号、定期監査報告につきましては、令和５年９月期から令和５年１１月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。
　その報告を西田監査委員に求めます。
　西田監査委員。
（監査委員　西田亜希子　登壇　報告）
◇監査委員（西田亜希子）　令和５年９月から令和５年１１月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。
　堀監査委員とともに、地方自治法第２３５条の２第１項並びに地方公営企業法第２４条の２第１項の規定により、令和５年度の川西町一般会計および特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、岡田会計管理者並びに中川事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。
　令和５年１２月８日　監査委員　西田亜希子
○議　長（弓仲利博議員）　報告第１１号、令和５年９月より令和５年１１月までの例月出納検査の結果報告は、お手元に配付いたしておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。
　以上で報告は終わりました。
　これより議事に入ります。
○議　長（弓仲利博議員）　お諮りいたします。
日程第４、議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第１５、議案第５３号川西町営住宅条例の一部改正についてまでの各議案につきま

しては、既に、招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。

よって議案の朗読を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第４、議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算について、日程第５、議案第４３号、令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、日程第６、議案第４４号、令和５年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、日程第７、議案第４５号、令和５年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、日程第８、議案第４６号、令和５年度川西町下水道事業会計補正予算について、日程第９、議案第４７号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第１０、議案第４５号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、日程第１１、議案第４９号、川西町印鑑条例の一部改正について、日程第１２、議案第５０号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について、日程第１３、議案第５１号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第１４、議案第５２号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、及び日程第１０号、議案第５３号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの議案１２件を一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。

よって議案第４２号から議案第５３号までを一括議題とすることに決定いたしました。

議案第４２号から議案第５３号までを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

（町長　小澤晃広　登壇　説明）

●町　長（小澤晃広）それでは、議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてから御説明いたします。

今１２月議会で提案させていただくのは、人事院勧告及び業務量増大に伴う職員手当等の増に係る人件費の増額及び特別会計における人件費増に伴う繰出金の増額、その他過年度の国・県支出金の精算返還金などが主なものでありまして、歳入歳出それぞれに４６４３万３０００円を追加し、総額を５６億５０４３万２０００円とするものであります。

歳入歳出予算における、その他の補正について、かいつまんで御説明いたしますと、まず、予算書８ページ、第２款総務費のうち、企画費では、クラウドファンディング型ふるさと納税を開始するためのポータルサイト利用料等として２７万２０

００円を、１０ページ、第３款民生費のうち、社会福祉総務費では、令和６年度障害福祉サービス報酬改定等に伴うシステム改修費として１１０万９０００円を、１１ページ、同じく、第３款民生費のうち、老人福祉費では、家族介護用品の紙オムツの追加支給経費として１３万２０００円を、また１３ページ、第４款、衛生費のうち、保健センター費では、消防用設備等修繕費として２７万５０００円を計上しています。

一方これに対する歳入ですが、６ページに記載しておりますとおり、過年度分の精算給付に係る国・県支出金のほか、前年度繰越金を計上しているところです。

川西町一般会計補正予算の説明は以上であります。

次に、議案第４３号、令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、であります。

歳入歳出それぞれに２３３１万３０００円を追加し、予算総額を１０億７９９７万１０００円とするものでありまして、歳出補正予算の主なものは、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増および増等に伴う追加経費並びに人件費の増に係るものでありまして、これに対する歳入としては県支出金及び繰入金を見込んでおります。

議案第４４号、令和５年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出それぞれに、１７１万円を追加し、予算総額を１億８８２５万８０００円とするものでありますが、これは健康診査受診者の増に伴う追加経費及び人件費の増に係る補正であります。

次に、議案第４５号、川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、です。

歳入歳出それぞれに６２９万７０００円を追加し、予算総額を１０億９９８８万５０００円とするものでありまして、これは令和６年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修費並びに人件費の増に係る補正であります。

議案第４６号、令和５年度川西町下水道事業会計補正予算について、であります。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業費用の総額を２億８４２４万６０００円とするとともに、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を２２２０万６０００円に補正するものであります。

いずれも人件費の増に係る補正であります。

以上が補正予算５件の説明となります。

引き続き、条例関係の議案７件の説明をさせていただきます。

まず、議案第４７号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、であります。

人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて、本町の一般職職員の給与改定を予定しておりますが、この給与改定に準じ、また、国の特別職職員の給与法改正に合わせ、議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の改定、年間０．１か月分の加算を行うべく、所要の改正を行うものであります。

なお、令和５年度は１２月期にまとめて、令和６年度は６月期、１２月期均等に支給することとしております。

次に、議案第４８号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

人事院勧告に基づき実施される国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員及び一般職の任期付職員の給与改定を行うものでありまして、若年層に重点を置いて、一般職職員及び任期付職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の改定を行うべく、所要の改正を行うものであります。

一般職員は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ年間０．０５か月分、再任用職員は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ年間０．０２５か月分、また、特定任期付職員については、期末手当を年間０．１か月分引き上げることとしております。

なお、給料表の適用は令和５年４月１日から、期末・勤勉手当の支給は、令和５年度は１２月期にまとめて、令和６年度は６月期、１２月期均等に支給することとしております。

議案第４９号、川西町印鑑条例の一部改正について、であります。

これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、個人番号カードを所有する者は、個人番号カードを用いることなく、スマートフォン等に電子証明書機能を搭載して、コンビニ等の多機能端末で印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となることから、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日は別途規則で定めることとしております。

議案第５０号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正についてであります。

これは、現在建設中の学童保育施設の竣工、供用開始に伴い、学童保育所の名称及び位置の規定を改正するもので、従来の川西学童保育所を、川西学童テラス（別館）と名称変更し、新たに供用開始する施設を川西学童テラス（本館）と命名して位置を定めるものであります。

なお、施行日は、施設竣工後、供用開始に至るまで準備に日数を要することから、令和６年３月１日としております。

議案第５１号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い、本条例の従うべき基準を定めた内閣府令が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日からとしております。

議案第５２号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

これは、地方税法及び同施行令の改正に伴い、産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減制度が創設されたことに伴う改正でありまして、単胎妊娠の方については４か月分、多胎妊娠の方については６か月分、出産被保険者の所得割額と均等割額を減額するものであります。

施行日は平成６年１月１日、適用は令和５年度分の令和６年１月以降の期間にかかるものとし、それ以前の国保税については、従前の例によるとしております。

最後に、議案第５３号、川西町町営住宅条例の一部改正についてであります。
これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居者の資格要件を定めた条文を改正法の規定に則し、整備するとともに、条例中の文言統一を図るため、所要の改正を行うものであります。
施行日は、資格要件を定めた改正規定については、改正法の施行日である令和６年４月１日、その他の改正規定については公布の日からとしています。
説明は以上であります。
慎重御審議の上、御賛同御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議　長（弓仲利博議員）　説明が終わりました。
お諮りいたします。
ただいま説明があった、議案第４２号から議案第５３号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。
ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。
よって議案第４２号から議案第５３号は、厚生文教委員会、総務建設経済委員会へ付託することに決定いたしました。
なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。
各議案の調査・委員会審査のため、１２月９日から１２月１１日及び１２月１３日から１２月１９日までの１０日間を休会といたしたいと思います。
ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。
よって、１２月９日から１２月１１日及び１２月１３日から１２月１９日までの１０日間を休会とすることに決定しました。
なお、１２月１０日午前９時より一般質問及び総括質疑のため会議を開きます。
また、本日、各常任委員会に付託されました各案件は、１２月２０日の本会議におきまして、委員長の報告を求めることにいたします。
本日の会議はこれをもって散会といたします。
ありがとうございました。
（１０時　　分　散会）

召集年月日	令和５年１２月１２日
召集の場所	川西町役場議場
開　　会	令和５年１２月１２日　　午前９時００分　宣告
出席議員	１番　松波　芳子　　２番　齋藤　麻由　　３番　安達　憲太郎 ４番　阪本　学　　５番　弓仲　利博　　６番　福山　臣尾 ７番　堀　格　　８番　安井　知子　　９番　伊藤　彰夫 １０番　石田　三郎　　１１番　寺澤　秀和　　12番　芝　和也
欠席議員	
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町　長　小澤　晃広　　副町長　森田　政美 教育長　橋本　宗和　　総務特別参事　江畑　幸男 行政改革統括理事　石田　知孝　　まちマネジメント担当理事　山口　尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井　宏純　　住民保険担当理事　大西　成弘 総務課長　西川　直明　　税務課兼債権管理課長　松下　正嗣 まちづくり推進課長　喜多　勲　　まちマネジメント課長　中川　辰也 デジタル推進室長　梅津　光章 長寿介護課長　栗林　美子　　福祉こども課長　中森　委香 社会教育課長　浅田　裕信　　教育総務課長　高塲　慎太郎 会計管理者　岡田　充浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長心得　池原　由香里
	モニター係　西村　俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した

議員の氏名	８番　　安井　知子　　議員　　９番　　伊藤　　彰夫　　議員

令和５年川西町議会第４回定例会会議録（再開）

川西町議会第４回定例会（議事日程）

令和５年１２月１２日（火）　午前９時００分　再開

日　程	議案番号	件　　名
第１		一般質問
第２		総括質疑

令 和 5 年 川 西 町 議 会
第 4 回 定 例 会 会 議 録

（ 第 2 号 ）

令和 5 年１２ 月 １２ 日

（午前９時００分　開会）

○議　長（弓仲利博議員）　みなさま、おはようございます。

これより、令和５年川西町議会第４回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明させます。

池原事務局長。

◇議会事務局長心得（池原由香里）　説明いたします。

一般質問の制限時間は、申し合わせにより２０分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問回数について、制限はありません。

以上です。

○議　長（弓仲利博議員）　日程第１、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順より、順次質問を許します。

８番　安井知子議員。

（８番議員　安井知子議員　登壇　）

△８番議員（安井知子議員）　皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、３点質問させていただきます。

１番、投書箱の意見をどのように処理されているのか。

私の会報３６号でも取り上げましたが、川西町の玄関ホールに設置されている投書箱に何回も投書している、見てくれているのかどうかわからないオープンにしてほしいという、ご意見があったことに関して、確かに現在では、行政に意見質問があれば、議員が一般質問で取り上げ、そのことに関して行政が答える、この方法しかなく、一般の町民の意見を何とか取り上げようと、投書箱が置かれたと思います。

１年間に何通ぐらい投書をされるのでしょうか。今まで投書の意見を取り上げたことはあるのでしょうか。行政の誰が見ておられるのか。もちろん無記名の誹謗中傷は無視だと思いますが、記名があり、結果を知りたい人には、返事を出されるのか、町民の意見を素早く取り上げるため、部長制を廃止し、課長制にされたのでは、川西広報に投書件数、対応件数を載せていただけませんか。

２番、速さといえば、行政相談、人権相談も川西町では行っておられます。

そのことに関して、６月８日の議会で、今年、選出された農業委員１２名（１４名のうち、１２名の方が議場で挨拶をされました。議長が招致されたと思っていました。

しかし、川西町長名で公印を捺印し招致されたとのこと。これは三権分立の断りに反するのではないのか。

以前、誹謗中傷の文章が届いたとき、議会事務局が受付印を押し、議員全員に配った。

これはおかしいと町長に進言したとき、町長は、議会と行政の権限の不可侵を述べられた。町長はわかっておられるはず。議場に入る服装まで制限された農業委員の方は、「緊張した」「なぜ、議会で挨拶するのかわからない」との言葉を発しておられました。

地方自治法や川西町議会会議規則では、原則、私人の議会入場は禁止されている。

まして、発言はできません。川西町議会傍聴規則を読めば、明白である。

しかし当該普通地方公共団体に関する調査、または審査のためのみ参考人として招致が許される。しかし、議会が決議で決定し、議長が招致を通知できる。

地方自治法や川西町議会会議規則、川西町議会委員会条例にも記載されている。

そのときには、実費弁償が伴うことも、自治法や川西町条例に記載されている。

今回、文書作成は「まちマネジメント課」となっているが、申立人は、まず該当課に申し出られた。

しかし先に述べたように、本来は議長名で招致するべきこと、そして文書作成は議会事務局のはず。６ヶ月たっても、お返事をもらえず、川西町人権擁護委員会、つぎに行政相談に持ち込まれたら、まだ、返事をもらえていないので、今回議会で私が質問いたします。

３番目、救急車の対応について、行旅という言葉を私の初期の会報で発信したことがあります。

行き倒れ、１０月２２日昼すぎ、町内の道路で６０歳前後の男性が倒れておられた。

見かけた人が１１９に電話された。救急車やパトカーが来ました。妻と２人の息子がいることもわかっています。

でも、誰も救急車に同乗しないので、救急車は発進しなかった。約３時間救急車は路上に停まったまま、受け付ける病院を探しているとのこと、最後に次男が同乗され発進しました。

現在、奈良県消防組合は一本化され、他町村の救急車も病院も受け付けてくれるはず。川西町からは年間約１億６３９４万円の助成金を出されています。しかし、このときの救急車の対応にびっくりしました。今回は、午後７時ごろ「何ともなかった」と次男から電話をもらいました。

でも、５年前、５月２０日には同乗者がなく、自治会の役員さんが同乗し、病院に入院され、３か月後施設に入り、亡くなられた。

ここで問題として、親族が見放し、誰も同乗しないときは、自治会長が同乗するのですか。病院に着いても何時間も待たされます。手術とかの決定はできません。後々の苦情を気にするよりも、１分でも早く病院に届けることが大切と思います。消防組合のルールもあるんでしょうが、３時間は待たせすぎです。磯城消防組合にも議会があります。

早急に対応できるよう、約８年前の私の問いに何か策を考えていただきましたか。もし、自治会長に全ての負荷がかかるならば、自治会長のなり手がなくなると思います。

１１９番通報するくらいまでだと思います。

今後、行旅の方の責任は誰が持つのですか。

終わります。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

（町長　小澤晃広　登壇）

●町　長（小澤晃広）　皆様、改めましておはようございます。

それでは、安井議員の一つ目のご質問であります、投書箱の意見をどのように処理されていますか、にお答えいたします。

安井議員のお述べのとおり、現在、役場の正面玄関入口と１階フロア中央に町民の皆様の意見をお聞きするために意見箱を設置しております。

私が就任してから７５通の意見などをいただき、全て読ませていただいております。

その内容につきましては、様々な意見が寄せられており、政策に生かすことができるお声やアイディアをいただいたときには職員で共有し、検討をしております。

各課の窓口の評価、担当課への要望に関してのご意見をいただいたときには、担当課長と協議し、対応できる事案については迅速に対応しております。

一方で、行政の立場では対応できないご意見、対応するにも予算や行政手続き上、すぐには対応できないご意見も一定数ありますことは理解いただきたいと存じます。

また、ご意見への返事は出しているのか、とのご質問ですが、ほとんどが無記名であるため、返事できないのが実情でございます。

しかしながら今後とも、この意見箱を活用し、議員お述べの町民のニーズを素早く取り上げ、迅速な対応を心がけてまいりたいと考えております。

なお、意見箱にいただいた件数、対応した件数を広報に掲載しては、とのご意見ですが、筆跡から見ても、同じ方の同じ内容の繰り返しのご意見も多数あると思われ、また行政では対応できない事業者へのご意見ご要望も一定数含まれておりますので、現状では、広報への掲載は考えておりません。

今後、掲載することが町民の皆様に有益と考えられ、プライバシーの観点からも問題のない部分に関して引用したり、取り上げさせていただくことは、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

続きまして２つ目の農業委員の議場でのご挨拶についてのご質問について、お答えいたします。

この件につきましては、これまでも議員お述べの申立人の方に、担当課よりその経緯や理由を対面でご説明し、また、情報公開請求に対しても適切な対応を行ってきたと聞いております。

農業委員の任命は、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要があります。本年６月定例会での任命同意にあたり、５月２５日の議会運営委員会及び全員協議会において協議がなされ、他の行政委員、公平委員会委員や教育委員会委員と同様に、議場にて顔見せをして欲しい旨議会側から要請がありました。

そのため、同議案の上程日に農業委員候補者の方々に議場においでいただくよう、手続き上、行政側から依頼文書を出したものであり、日程的にご都合がつく方に来場いただいたと認識しております。

この議会への来場は、もちろん議会の参考人招致ではありませんし、行政委員会委員としての職務を行うための来場ではないことから、条例上の報酬や費用弁償が発生するものではなく、お支払いはしておりません。

なお、ついでながら、近隣自治体においては、行政委員の儀礼的な関連行事への参加に対し報酬を支給するのは、本来の職務と言えず、違法な公金支出に当たるとして、住民監査請求や住民訴訟の対象になったと聞いております。

また、本件に関して、行政相談員にご相談いただいた件については、相談委員から担当課に相談内容の共有や説明方法の改善の申し出があったことから、それまでの経緯や対応について、説明を行ったところです。

引き続き、担当課には必要に応じ、更なる説明とご理解のための努力を行うよう指示し、併せて議会事務局にも協力を依頼したいと考えております。

続きまして、安井議員の３つ目のご質問であります、救急車の対応についてにお答えいたします。

議員お述べの「行旅」については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に規定されており、「行旅病人」とは、歩行に耐えざる行旅中の病人にして療養の途を有せず、かつ、救護者なきもの、とされ、また、「行旅死亡人」とは、行旅中死亡し引き取り者なきもの、とされております。

居所のないまたは居所不明者であって、引取者がない場合、本町では住民保険課が行旅病人等の対応を行うこととされ、県の福祉事務所と連携し、必要な対応を行います。

例えば、歩行することができない行旅中の病人で療養先が見つからず、救護者のない方は、行旅病人として、生活・養護についての相談指導、必要な援護措置、縁故者の調査を行うことになります。

ただ、今回、議員ご質問の方のケースは、「行旅中」でもなく「救護者なき者」、すなわち「扶養義務者や同居の親族がいない」いわゆる行旅病人には該当しないものとなります。

なお、消防においては行旅病人や要保護者に関しては発生場所の市町村主管課へ通報する取り扱いとなっております。

次に救急車の対応について、町から県広域消防組合磯城消防署に確認した結果について、ご説明申し上げます。

消防署では、通報により救急車を出動させた場合、傷病者の安全を確保しながら、早く適切な病院に搬送することが責務であると考えているとのことでありました。搬送する際には、同乗される親族がおられれば同乗していただき、親族がおられない場合には傷病者本人の意向と、近隣の方などの同乗してもらえる方の同意があれば、同乗していただいているとのことです。また、搬送先が決定すれば、同乗者がいなくても救急車を発進するとの回答もいただきました。

今回、安井議員から例に挙げていただいているケースは、「同乗者が見つからない」もしくは「いない」事例となると考えられますが、この同乗者がいない場合は、搬送先の受け入れ病院が見つかりづらいのも事実のようでございます。

今後、できる限り、早く適切な病院に搬送していただけるよう消防署に引き続き要請してまいりたいと考えております。

私からの回答は以上となります。

○議　長（弓仲利博議員）　安井議員。

１、２のことに関して再質問します。

行政に疑問・質問があっても、今までの解決策は少ないと思います。

議員の一般質問でしか、正式に取り上げていただけません。

その一般質問でさえ、議長権限で強制的に全５０行のうち２５行を削除しろと議長命令されてきた。

議会は執行部を批判・監視することを重要な機能としています。

地方自治法や会議規則の規定の有無を問わず、質問権は議員の固有の権限、質問権であります。

また、次回以降の質問でも問題がありそうな場合は、削除などの手立てを講じたいともメールされてきました。

私が次に何を質問するのかわかって言っておられるのでしょうか。私の質問のどこに問題があるのか。

私は行政に対し質問をしているのに、なぜ、議長がここまで削除したいのか、今後この点に関し、これ以上ほじくり返さないようにとも言ってきました。

以上のこと、公務員ではあるが、町長はこの件、お互いに不可侵であり答弁できないことは、お互いにわかっています。

時間制限もあることから、自分なりに再考したいと思っています。

行旅に対しては、いつも救急車に同乗した結果、自治会長は時間ばかり制約され、あまり役に立っていないように思う。亡くなられたときに、葬儀とか、遺骨の処理がのしかかってくる。今後、行政は本気で１人住まいの親族が見つからない人の対応、責任を持って行っていただきたいと思います。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

●町　長（小澤晃広）　再質問として一般質問の件について、ご発言いただきましたこの件に関しましては議会の方でご議論いただいているとの認識でございますので、行政側からの回答は差し控えさせていただきます。

行旅と、あと救急車の同乗者が見つからない件につきましては先ほど回答させていただきましたように行政としてできることはしっかりと尽くしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（弓仲利博議員）　続きまして、９番、伊藤議員。

（９番議員　伊藤彰夫議員　登壇）

◇９番議員（伊藤彰夫議員）　伊藤です。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように令和６年度の一般会計予算についてであります。

令和４年度の一般会計当初予算は、未来創造スタート予算と位置づけ、小澤町長のまちづくりプランの四つの柱を着実に進めていくことを目指しまして、４５億４０３１万７０００円が計上されました。

新規事業として、学童保育所築造事業２億２９００万円、結崎駅周辺整備事業１億３００万円、役場庁舎改修事業９２００万円、この他には、認定こども園の開始、ＧＩＧＡスクール支援事業、東城バイパス道路事業体育施設の充実などが計上されていました。

令和５年度の一般会計当初予算は、未来創造ステップアップ予算と位置づけ、四つの柱を基本として、川西町での暮らしをよくする川西町の未来を良くすることを目指して、５４億５６２９万８０００円が計上されました。

主な事業として、４年度に引き続き、学童保育所築造事業１億８６００万円、結崎１号踏切改良事業５億１０００万円、この他に、結崎駅周辺整備事業、東城バイパス道路事業、子ども医療費助成を拡大、第２子保育料の無償化、学校給食材料費補助学校教育のＩＣＴ化促進支援などが計上されていました。

令和６年度の一般会計予算については、次の３月議会に向けて予算編成されていくと思われますが、来年度予算はどのような方針で進められているのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

（町長　小澤晃広　登壇）

●町　長（小澤晃広）　それでは、伊藤議員の令和６年度の一般会計予算の編成方針についてのお尋ねにお答えいたします。

去る１０月６日、各課室長あてに「令和６年度当初予算要求について」とする通知を行ったところでございます。

この中では、本年６月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針２０２３や、本町財政状況と今後の見通しを踏まえつつ、令和６年度予算編成については、川西町第３次総合計画後期基本計画の具体化実現化のため、限られた財源を必要な事業に重点配分すべく、必要性、緊急性、費用対効果など事務事業の優先度を適切に判断すること、また、町政のまちづくりプランの四つの柱推進のため、持続可能で健全な財政構造、財政運営に十分配慮し、活用可能な財源の検討や、国・県そして民間企業等との連携などマンパワーの結集を行い、積極的な取組を進めるよう求めたところです。

そして、令和６年度の予算編成方針としては、社会環境の変化にしっかりと対応し、暮らしをより良く、より安心・安全なものにすることを基本にしながら、川西

町を未来世代に誇りを持って引き継いでいくまちづくりを進めるための基本施策を推進するため、特に次の事項に最大限配慮することといたしました。

１つは、川西町第３次総合計画後期基本計画に基づきながら、直面する政策課題、今後取り組むべき事業に積極的に対応していくこと。

２つ目は、国県等の動向に細心の注意を払い、最新情報を収集しながら、町行政の推進に積極的に生かしていくこと。

３つ目は、民間のＮＰＯ、企業、関係団体との協働や官民連携に積極的に取り組み、その知識ノウハウ等を活用しつつ、町行政の効率化、住民サービスの向上に繋げること。

そして最後に、これが最重要事項となりますが、まちづくりプランの四つの柱、すなわち、私が以前から提唱し、議員もご承知のシニア生活の支援強化、子育て教育の支援強化、ひと・企業が集まるまちづくりの推進、行政改革の推進強化（デジタル活用を含む）に重点をおいて、施策の実現を図ることであります。私が就任し２年４ヶ月経過し、ただちに進められる施策はすでに着手し、進められているものもありますが、ハード整備など実現に向けて時間を必要とする取組も多くあり、今まさに推進しているところであります。実現に向けてスピード感を持って進められるよう、来期予算編成においても心がけてまいりたいと考えております。

なお、具体の主要重点事業、新規事業については現時点では担当課においてようやく要求書がまとまったばかりであり、また年末にかけての国の政府予算案の発表や財政担当、町長ヒアリングを経て方向性が固まってくることから、現状では説明できる段階に至っておりません。

先ほどお伝えいたしました編成方針をもとに検討を進め、また皆様にお示しできるようになりましたら、改めてご説明させていただきたいと考えます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議　長（弓仲利博議員）　伊藤議員。

令和６年度予算の方針についてご答弁をいただきありがとうございます。

この四つの柱に基づいて、またこれからも予算編成に取り組まれるということ。

３月議会に上程されます新たな予算案に期待しておりますので、いい予算をお願いいたします。

質問を終わります。

ありがとうございました。

○議　長（弓仲利博議員）　続きまして、２番　齋藤麻由議員。

（２番議員　齋藤麻由議員　登壇）

□２番議員（齋藤麻由議員）　おはようございます。議長の許可を得ましたので、３点質問させていただきます。

まず、副担任制度について質問させていただきます。

まず、副担任の役割ですが、担任をサポートしながら学級運営に関わっていく教員のことです。

担任が不在の場合、担任の代理として担任業務を行います。近年では、担任と副担任の連携を強めて学級運営に取り組む学校も増えてきており、副担任のあり方が見直されています。現在、小学校に関して、副担任は町負担で２名の方が配属されています。

そして今年度に関しては、現在１年生に１名、２年生に１名という形で配属されています。そして３年生以上に関しては、８人の支援の先生により子どもたちのサポートをしてくださっていると聞いております。

ここまで見ると、全国的に教員不足と言われている中で、１町１校ということもあり、他の市町村に比べれば人員は確保されているようにも思えるかと思います。

しかし、支援学級に入れる基準というのが厳しくもなり、その基準から外れてしまった子どもたちが増えていることも事実であります。

これによって、通常学級に入学することに不安を抱く保護者や担任の学級運営の困難が生じてくるのではないでしょうか。

また、近年、小学生に対し１０％の子どもが何らかの困難に直面していることも言われています。学級運営に関して問題を起こさないようにするのではなく、問題が起きる前提で考え、対話や接し方で柔軟に臨機応変に対応できる体制を作る上でも、副担任という役割は今後重要になってくるのではないでしょうか。１クラスの人数が少ないから担任だけで大丈夫、今年は７０人超えているから、副担任をつけようではなく、毎年最低、新１年生に関しては新しい環境に変わるということも踏まえ、６年間、有意義に学業やコミュニケーションを整える体制づくりをすることは大切なことであり、そのためには、やはり各クラスに１人きちんと副担任を配属するべきと考えます。

それにより学校運営の改善が見込めるのではないかと思いますが、そういったことも踏まえ、今後の考えをお聞かせください。

次に物価高騰による給食費値上げ補助についてです。

物価高騰による学校給食費の保護者負担軽減支援について文科省は交付金の推進事業メニューに位置づけられているとし、交付金を活用した学校給食費の保護者負担の軽減に向け、取組を進めるよう説明していました。

そして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、川西町でも、令和５年度には町負担とし、保護者への負担軽減を行ってきました。

しかし全国的に学校給食無償化の流れが広がっている中、前回９月議会でも質問させていただきましたが、本町におきましてはなかなか踏み込まれない状況であります。

まず子育て世代への負担を減らす目的とし、物価高騰で、給食費の値上げに伴い、保護者負担増額となる部分の補助を令和５年度同様引き続き実施してください。

そして３つ目、アピアランスケア事業の導入についてです。

まず、アピアランスケアとは、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアということです。がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加しています。治療に伴う外見変化に対して、医療現場におけるサポートの重要性が認識されています。アピアランスケア助成金は、がん治療による外見の変化を受けた方に就労や社会参加の促進などを支援し、療養生活の質の向上を図るために、アピアランスケア用品購入の費用の一部を助成するものです。医療用ウイッグや乳房再建の補助が奈良県内でも、令和５年度から導入する自治体が増えています。

しかし川西町では、まだこの補助金は導入されていません。

本町におきましては、前年度まで子宮頸がん検診の２年ごとの通知も行っていませんでした。

今年度から節目の年齢以外にも、２年ごとに検診を受けましょうという葉書の通知を送る体制に変わりました。これにより、検診の受診率が上がったと聞いております。

次のステップとして、今、健康維持目的や早期発見を促す健康診断の促進等声掛けアピールをしていることもあり、本町においても、アピアランスケア事業を導入すべきではないでしょうか。

以上です。

〇議　長（弓仲利博議員）　小澤町長

（町長　小澤晃広　登壇）

●町　長（小澤晃広）　それでは、まず、私から３つ目のご質問でありますアピアランスケア事業の導入についてお答えいたします。

本町では、第３次総合計画の基本方針として、安心して暮らせるまちづくりを、また第３次健康増進計画の基本理念として、健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを掲げ、住民１人１人が疾患の早期発見、早期治療に取り組み、また健康

について予防意識を持ち、健康で生き生きと生活できるまちづくりを進めているところでございます。

その取組の一環として、年２回の集団がん検診や医療機関での個別がん検診の実施により、検診受診をしやすい環境づくりを進めるとともに、検査結果を受けて、万が一治療が必要と考えられる場合は、適切な医療を受けるよう、保健師から速やかかつ丁寧に説明、指導、助言等を行っております。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、近年、住民のがん検診受診率が低下傾向にあることへの対応として、毎年行う受診勧奨について、これまで子宮がん以外のがん検診は４０歳以上の方に、子宮がん検診は２０歳の方のみとしていたのを齋藤議員お述べのとおり、今年度から各がん検診の全対象者に対し行うとしたところであります。

引き続き、疾病予防における検診の重要性について、丁寧な周知啓発とともに検診受診率の向上に努めてまいります。

一方、検診受診により、疾患の早期発見、早期治療に繋がったことで、以後、治療を受けながら就労や社会参加が可能となるものの、治療内容によっては、身体の外見変化を伴うことがあり、それが原因で精神的な苦痛を感じ、安心して自分らしく日常生活を送ることができないといった方に対するサポートの重要性についても理解するところです。こうした中、奈良県では、令和５年度よりがんとの共生に向けたアピアランスケア支援事業と称し、医療用ウイッグや乳房補整具等購入助成を行う市町村に対し、補助金交付する制度を開始いたしました。

これを受け、既に県内自治体においても導入済みの４市町村に加え、今年度７市町が医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアいわゆるアピアランスケア事業として、医療用ウイッグや乳房補整具等の購入助成制度を開始すると聞いております。

これらの状況を踏まえ、本町といたしましても、先進自治体の支援措置の事例・状況を調査・研究し、制度導入について検討を行って参りたいと考えます。

私からの回答は以上です。

〇議　長（弓仲利博議員）　橋本教育長

（教育長　橋本宗和　登壇）

◆教育長（橋本宗和）　齋藤議員の副担任制度についてお答えをいたします。

学校に配置されます教職員数については、学級編制基準により決定されておりますが、議員が述べました通り、本町では、特別支援教育支援員の他、低学年に対し、副担任を配置しております。

これは小学校での生活に馴染めず、落ち着かない状況になる、いわゆる小１プロブレム等を回避軽減し、児童が早期に学校生活に馴染めるよう、チームで学級運営をすることを目的としたものです。
本来、学級ごとに配置を行うべきところではありますが、今年度につきましては、支援員の配置の関係で、学年での配置を選択しております。
特別支援教育支援員につきましては、常時４名の配置を目指し、８名で支援にあたっておりますが、短時間勤務者が多く、午後の支援が十分ではないのが現状であります。
昨今、特別支援学級の設置基準が厳格化される一方で、誰一人取り残さない教育の実現がうたわれており、学校教育は変革の過渡期であります。
さらに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、小中学校で８．８％と文部科学省２０２２年度調査で明らかになりました。
学習面または行動面で著しい困難を示している児童・生徒が、３５人学級であれば３人程度いることになります。
これは、対象地域や一部質問項目などが異なるため単純な比較はできないものの、従前の２０１２年度調査の小中学校６．５％からすると、２．３ポイントの増加となります。
さらに、宮口幸治氏の新著『境界知能』によりますと、知能指数（ＩＱ）で平均域とされるのが「８５以上１１５未満」。一方ＩＱが「７０未満」だと、一般的には知的障害とされ、ＩＱが「７０以上８５未満」が境界知能とされます。平均的でもないが、知的障害でもない、いわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる子どもたちを考えますと、統計学上、人口の約１４％にのぼり、７人に一人が該当することになります。
実際、学校現場では、授業についていけない、テストの点数が悪い等の困り感を見せる子どもたちには、「境界知能」の場合も多く、「見たり、聞いたり、想像したり」といった『学習の土台』がしっかりとしていないケースがあります。
このように複雑化、多様化した子どもたちの実態をきちんと把握し、その子その子に合った支援やサポートにつなげていきたいと考えております。
議員ご指摘のように、新１年生は義務教育の入門期に当たり、スタートカリキュラムを実施する大切なときです。だからこそ、限られた教員配置で、でき得る限り充実した教育的支援がなされるように配慮しているところです。
また、低学年も含め支援を要する児童は、環境の変化への耐性が強くない傾向にあります。このことから、同じ支援者との関係を築けることが望ましいと考えており、年間を通じて支援者を固定できるよう、人材確保に努めてまいります。

今後も子どもたちが主体となる個別最適な学びと協働的な学びの一体化を追求し、分かる喜び、できる楽しさを実感できる楽しい学校を目指して、副担任、特別支援教育支援員、スクールサポーター等の人的環境を充実させてまいりたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。
齋藤議員のご質問の２つ目、物価高騰による給食費値上げ補助についてお答えいたします。
政府におきましては、令和５年６月「こども未来戦略方針」において、「学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査を行い、その上で小中学校の給食実施状況の違いや、法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」としておりました。
また「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」におきましても、「学校給食無償化の課題整理等を行う」とされているところでありますが、令和６年度の文部科学省の概算要求には、学校給食無償化に向けての事業費は計上されていないのが現実であります。
教育委員会といたしましては、町行政と連携を図りながら、国・県の動向・方針も見極めつつ、本町における給食費負担のあり方、そのための取組について、引き続き検討してまいりたいと考えております。
なお、議員ご要望の、今年度実施した食材料費の高騰に伴う学校給食費の保護者負担を抑えるための激変緩和措置、すなわち、月当たり２００円の負担軽減措置は、教育委員会といたしましては継続して実施したいと考えております。
全国的には今年度、食材料費の高騰により委託業者の契約不履行で、給食の提供ができなくなる地域が発生いたしました。
本教育委員会といたしましては、安心・安全で、安定的な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。
○議　長（弓仲利博議員）　齋藤議員。
□２番議員（齋藤麻由議員）　ご答弁ありがとうございます。アピアランスケア事業に関しては、今の時点で奈良では１３市町村がこのアピアランスケア事業というのを取り入れていますので、今後、川西町でもぜひ取り入れていただきたいなと思います。
副担任制度に関してなんですけども、教員不足の原因として特に生まれているのが特別支援学級の増加と言われています。文部科学省によると、小学校・中学校で支援学級に通う児童が１０年前に比べたら約２倍に増加しているとされています。こういった状況から支援の先生として必要な教員が増加してきていることにより、教員不足というものが発生しているというのも一つの原因とされています。

しかし、先ほど答弁した中で、学習面、行動面に対して困難を生じる児童に対し、３５人学級であれば３人グレーゾーンと呼ばれる子どもは７人に１人が該当するとありましたけども、そういった子どもたちに対してのフォローや支援というのがやはり薄くなってきてしまっているのではないかと思います。
こういったことから、やはり学校、学級ごとに担任とプラスアルファで支援員ないし副担任というものをきちんと配置する必要があるのではないかと考えます。年間を通じて採用できる人の確保というのが難しいと聞いておりますが、具体的に来年度に向け対策・方針等あれば教えていただけないでしょうか。
よろしくお願いします。
○議　長（弓仲利博議員）　橋本教育長。
◆教育長（橋本宗和）　はい、ありがとうございます。
実際問題、困っているっていうのがそういう子どもたち自身です。「勉強がわからない」、あるいは「自分がしっかりと学ぼうとしてもなかなか入ってこない」、「落ち着けない」状況にある子どもたちがいます。だから、議員おっしゃるように、教員の数あるいは支援員の数を増やしていくというのは、非常に大事なことだと思っておりますので、でき得る限り、１年生の副担任制度は継続し、そして、２年制以降の特別支援教育支援員については十分な配置を目指していきたいというふうに計画をしております。
ただ、全国的にも教員不足、担当者不足っていうのが出ておりますので、その採用に関しても非常にやっぱり難しいところがありますが、ぜひ力を出して支援員の充実した配置を目指していきたいというふうに計画しておりますので、ご理解いただけたらと思います。
○議　長（弓仲利博議員）　齋藤麻由議員。
□２番議員（齋藤麻由議員）　今、他の自治体とかによっては独自の人材バンクというものを設けており、学校と講師希望者をつなげるサービスなどを取り入れている自治体も増えているようです。教員採用試験の年齢制限も緩和したり廃止したり、あとは方針・対策を考え直しているっていう自治体もたくさん増えてきている状況にあります。
川西町の方も何か教員不足という中で、独自の自治体での、川西町での独自の人材バンクを設けたりとか、何かサービスの取組っていうのを増やしていったりとか、また、教育委員会と現場の川西町の教育方針という方向性を同じ方向に向けていただいて、連携を取り組んでいただいて、来年度に反映させていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議　長（弓仲利博議員）　橋本教育長
◆教育長（橋本宗和）　最後、小学生の学習支援をしておりまして、そこに集まってくる学生たちっていうのは教員になろうとする意識が高まってきておりますので、ぜひその点からも人員配置を充実させる１つの手立てとしたいと思っております。
よろしくお願いします。
○議　長（弓仲利博議員）　ありがとうございました。
続きまして、７番、堀　格議員。
（７番議員　堀　格議員　登壇）
△７番議員（堀　格議員）　皆さんおはようございます。７番の堀でございます。
よろしくお願いいたします。
今日はですね、結崎団地内にあります地商連の跡地の今後の問題につきまして、質問というか、お願いになるかもしれませんがお伺いしたいと思っております。
地商連につきましては商店が撤退して、もうかなりの年月がたっております。
あの跡をどないするんだというのは、話題にはいろいろあがるんですけれども、現実には、あそこに住居とされておられる方もおられまして、権利者の数が多いという問題もありまして、なかなか難しくてなかなか進みにくい問題となっております。
ただ、しかし、こういう問題はですね、時間がたてばたつほど、権利者の拡散等で難しくなって参ります。
川西町といたしまして、道路沿いということもありまして、景観上の問題があると同時にですね、夜間には真っ暗ということもあって、保安上の問題もありまして、単に一民間の土地ということでありますけれども、やはり町の方でですね、リードして何らかの解決の方向へ導いていったたがいいんじゃないかというふうに思うんでありますけれども、町長として、その点どう考えておられるのかお伺いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。
○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。
（町長　小澤晃広　登壇）
●町　長（小澤晃広）　それでは堀議員の地商連の再開発等についてのお尋ねにお答えいたします。
ご質問の地商連ショッピングセンターは、昭和５０年１０月に地域の商店街としてオープンされ、昭和５９年に現在のおくやまの場所にニチイ結崎店が開業したこと

に伴って、地商連の多くの店舗がニチイに隣接する商店街に移転され、現在に至っているという経緯がございます。
この地商連の建物は鉄骨２階建て２１区画に分かれた建物で、２階部分が住居エリアとなっており、現在それぞれの区画をそれぞれ個人名義で所有されております。そして全区画の約半数が住居や事業などで使用されている状況でございます。
堀議員お述べの「町がリードする」ことについては、大きく２つの課題の整理が必要と考えているところです。
課題の一つ目は、それぞれの区画が個人の財産であるということです。先に申しましたが、この物件は区画それぞれが個別の個人所有物となっており、現在も約半数が本人または他の方の利用に供されている状況です。まずは、地権者の意向を踏まえたうえで、個人の財産に対し、行政としてどのような形で関われるのかを整理する必要があると考えております。
次に、まちづくりの観点からの課題です。行政として、この地区でどのような土地利用を目指すのか、どのような土地利用計画を策定し、町全体にどのような波及効果を生み出すのかなど、基本的な構想づくりが必要であると考えております。
現在この地区は、都市計画法の地区計画が定められており、そこでは、土地利用方針として住民の日常生活の利便性を考慮した小規模店舗等を中心とした地区として維持・育成を図ることとなっています。
一方で、人口減少やコロナ後の社会変化などから、全国的に店舗が減少している中で、この地区を地区計画に定める店舗を中心としたまちづくりで進めていくことが、今後の川西町が目指すまちづくりなのかを、地区計画の見直しも含め検討する必要がございます。
このような課題があるものの、この建物は町の住居地区の中心にある物件であり、本町のまちづくりや与える影響は大きいものと認識しております。
そのため行政として、この地域の状況・情勢の変化等を十分に注視しながら、引き続き調査・検討を進めてまいりたいと考えております。
私からの答弁は以上です。
○議　長（弓仲利博議員）　堀議員。
△７番議員（堀　格議員）　答弁ありがとうございました。
　この結崎団地にはいろんな公園がありますけども、町長もご存知のように、結崎団地内の公園はですね、もう最近は落ち葉も落ちてないとか、特に川西診療所の前の道は大体、綺麗になっているとか、我々まちづくりという観点でいきますと、自分たちのまちは自分たちで守るというのが基本でありますから、自分たちでできる

ことはできるだけ自分たちですると、ただし、自分たちでどうしようもないもの、できないものはやっぱり役場にお願いするしかしょうがない。

こういう観点から申し上げますとですね、地商連の跡については、今町長もおっしゃられましたけども、景観上の問題も、これはやっぱり川西町のまちづくりという観点からいきますと、マイナスに作用することは間違いありませんので、この問題を解決していくためには、結局我々としてとしてはですね、町に町長に頼るしかしょうがないということでありますのでですね、川西町のまちづくりの一環として、何らかの形でですね気をつけていっていただきたいと思いますので、お願いを踏まえまして町長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

●町　長（小澤晃広）　今、堀議員お述べのとおり、景観上また治安上も大切な場所であるという認識は持っております。

今、私が回答で申し上げましたような課題があるということは検討等もしておりますし、個別に地商連について詳しい方にヒアリングなどは、今行っている状況はございます。

一方で地権者が多い物件でございます。なので、所有権をお持ちの方々それぞれの意向がまとまらないと進められないということがございますので、そのそれぞれの地権者に対しての意向の調査から、進めていかねばと思っており、その準備を進めたいと存じます。その先につきましては今、堀議員からお話いただいたように、住民ではなかなか解決できない問題であることですので、行政で解決していくのはどうかというご提案だと認識しますけれども、おっしゃるのはそのとおりなのかなというふうにも思います。

一方で不動産がからむ物件でございますので、それなりの時間がかかりますし、一方うまく進めていこうと思うとお金を使って、例えば、町が財政負担をしながら進めざるを得ないような案件となっていきますので、その件もしっかりと考えたうえで、議員の皆様とも相談させていただきながら、どのように進めるのが良いのか、方向性を見いだしていきたいと思いますので、今しばらくお時間をいただければと存じます。

私からの回答は以上です。

○議　長（弓仲利博議員）　堀議員。

△７番議員（堀　格議員）　町長の今の経験といいますか、デベロッパーの会社の経験がありますんでですね、ちょうど町長の経験を生かすいいプロジェクトじゃないかと思っております。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
質問を終わります。
○議　長（弓仲利博議員）　よろしいですか。続きまして、１２番、芝　和也議員。

（１２番議員　芝　和也議員　登壇）

▽１２番議員（芝　和也議員）　改めましておはようございます。１２番　芝　和也です。

今回は個人情報の管理について、並びに立地企業の奨励策について、町長に質問申し上げます。

まず１つ目の個人情報の管理についてでありますが、これまでも議論を重ねている問題の一つでありますが、自衛隊への住民情報の提供についてであります。
これは翌年度に高校と大学の卒業年次を迎える皆さんの４情報に関して、本町では住民基本台帳の閲覧により、自衛隊に情報を入手してもらう手立てをとっているものでありますが、そもそも自衛隊への関係住民の情報提供は自治体の義務ではありません。

法的には、行政に対して協力する建付になっている問題であります。そこで議論を重ねてきていますように、一連の情報提供に関しては自治体の判断が入ることになりますので、住民の意思を確認することはあってしかるべきと存じます。そのための策としまして、事前に確認する手立てを、とるべく関係住民に対して自衛隊からの要請を受け、これに応えるべく４情報の提供を行う旨を示し、その可否について、各人の意思確認を取り付けて否とするものについては、閲覧名簿から除外できるよう、新たな仕組として、除外申請手続き等の制度を設けることを改めて求める次第であります。

ご答弁よろしくお願いいたします。

次に、立地企業の奨励制度についてお伺いします。これも議論を重ねている問題の一つですが、本町では、企業立地に関して、定められた要件を満たす企業につきましては、立地、雇用、治水等々の奨励金を支給する手立てを設けていますが、それに加えまして、要件を緩和して個人事業主等の本町において生業を営む者にも、同種の手立てに準じた策があってしかるべきと考えます。

本町の立地条例の目的とする地域経済の発展に努めているのは、何も、一定規模以上の企業だけでは決してないことはいうまでもありません。

本町は直接、間接等の様々な企画につきまして、多年にわたって町内の少なくない、住民の皆さんの協力のもと、商工会の各会員・各界・各会員各位をはじめ町内

でなりわいを営む住民各位もその成否にはなくてはならない存在として、ことは皆さん承知のとおりであります。

そこで、これらの皆さんも対象となるよう、規模の大小に関わらず、地域経済の振興、発展に寄与するものとして、既存の企業立地の奨励制度に準ずるような同種の手当の拡充策を求める次第であります。

以上、個人情報の管理の徹底と、企業立地奨励策の拡充についての、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

（町長　小澤晃広　登壇）

●町　長（小澤晃広）　それではまず芝議員からの自衛隊への住民情報の提供についてのご質問にお答えいたします。

地方自治法第２条の第９項第１号に規定する法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るもののうち、その適正な処理を特に確保するため、市町村が処理すると定められた事務であり、地方自治法及び同施行令の別表に列記されております。自衛隊法施行令第１２０条に定められた防衛大臣への自衛官または自衛官候補生の募集に関する必要な報告または資料の提出もその法定受託事務であり、本町では法定受託事務の執行のため、必要な資料提供を行っているところです。

具体的には、募集対象者の住所、氏名、生年月日、性別を住民基本情報から打ち出し、そのリストを役場で閲覧させる方法をとっており、その閲覧状況について、住民基本台帳法及び関係省令の規定に基づき、町ホームページで公表しております。

なお、資料提供の方法については、令和３年２月５日付の防衛省人事教育局人事育成課長並びに総務省自治行政局住民制度課長連名よる通知で、住民基本台帳の一部の写しを国に提出することが可能であることを明確化する閣議決定が、令和２年１２月１８日になされた旨、通知があったところでございます。

また、議員お述べの法的な建付ということでは、この法定受託事務に関し、市町村の裁量が働くような規定が見当たらないことから、住民の意思を確認する除外申請手続きの制度を創設することについては考えておりません。

続きまして芝議員２つ目のご質問、立地企業の奨励制度についてお答えいたします。

本町では、川西町企業立地促進条例を制定し、一定の要件を備えた企業の立地、すなわち、工場等の新設、増設及び町内移転に対し、企業立地奨励金、雇用奨励金及び治水対策奨励金を交付する制度を設けています。

これは企業の立地により、固定資産税や法人住民税等の増収、雇用の創出、関係人口の増大、消費の拡大、町内企業との取引拡大など、様々な経済波及効果が期待で

きることから、これを誘導・助長する奨励措置を設けているものであり、多くの自治体においても同様の制度を設けているところでございます。

地方自治法第２３２の２では、「公益上必要がある場合」は「補助」することができるとされており、本条例の措置は、私企業に対する助成となりますが、その波及効果と比較衡量をし、補助金以上のメリットが期待できる一定の要件を備えた企業立地に対して助成措置を講じることとしたものであり、こうした要件の設定は、多くの自治体においても同様の状況となっております。

したがって、芝議員がご指摘の「個人事業主等を本町において、生業を営む者にも同種の手立てに準じた策」が、企業立地促進条例と同様の奨励措置をという意味であるならば、この条例の趣旨や目的とは異なった運用となると考えておる次第でございます。

一方、議員お述べの「地域経済の発展に努めているのは、一定規模以上の企業体だけではない」ことは、私も強く共感するところであります。

そのため、企業立地促進条例のような補助金交付とは異なりますが、個人事業主を含む中小企業者に対しては、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を策定のうえ、労働生産性や投資利益率を高める設備投資を行った事業者については、税制上の優遇措置を行っているところです。

これは平成３０年度から実施しているもので、先端設備等導入計画について、本町で認定を受けた中小企業者について、令和５年７月４日からの基準では、固定資産税の課税標準を３年間２分の１に、さらに一定の要件をクリアすれば、最長５年間３分の１に軽減するもので、令和７年３月３１日までの時限措置でございますが、これまで７事業所１２件の申請を受理しており、固定資産税の軽減措置を実施しているところです。

そのほか、中小企業・小規模事業者を対象とした支援措置としては、金融支援措置として、コロナ禍対策としての「セーフティネット４号・５号」や、「危機関連保証」があり、その融資申請において本町で対象業事業者の認定業務を実施しており、この認定により低い保証料率と低利の融資が受けられることとなります。

また、町内の事業経営状況を把握している商工会では、小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るための経営改善普及事業を実施しており、金融・税務・経理等の各種相談指導のほか講習会・セミナーの開催など様々な事業支援を展開しております。本町においては、商工会に毎年継続的に事業補助を行っており、間接的にはなりますが、個人事業主を初めとする小規模事業者に対する支援を行っているところです。また、商工会が実施する創業支援事業に対しても町単で補助を行っており、この取組で創業者の経営、財務等の知識習得に継続的な支援を行っております。

さらに、大和高田市、広陵町などと共同で実施する「ココビズ」においては、町内の事業者や起業家の方が抱える課題を無料で相談できる場を提供し、販路拡大、新商品開発、マーケティングなど専門家による様々なサポートも行っております。企業立地促進条例を、広く個人事業主等にまで拡大適用することは困難でありますが、引き続き地域経済に寄与していただいている企業の皆様に、本町が講じることが適切な支援措置を勘案・検討しながら実施してまいりたいと考えております。
私からの回答は以上となります。
○議　長（弓仲利博議員）　芝　和也委員。
▽１２番議員（芝　和也議員）　自衛隊への名簿提供は、除外制度は考えてないと、立地企業の方は同趣旨の制度としてはしないけども、そのほか個人事業主向けにはいろいろと取り組んでいるし、地域経済に寄与していただいている、そういった皆さんの役割を十分に理解しているとこういうことであったかと思います。
まず、名簿提供の方なんですけれども、なかなかこのどういう大義名分といいますか、に基づいてこれをするのか、させるのかというところは意見がわかれるかと思うんですけれども、いずれにしても、これは特異な例だと私は思ってるんです。大体、公の機関とはいえ、職員を採用するのに対象となる全住民の住民基本台帳の名簿見せとくなはれと、こういう要請のあるところが、ここしかないと思うんですが、これは、事務方からも結構ですが、その他公の機関で職員採用に向けて住民基本台帳の卒業年度時の全員の例えば、警察とか消防とか、市町村都道府県ありますけれどもそういったところから自衛隊からの提供と同じように要請を受けて名簿を取りにに来るところはありますか。
▼住民保険担当理事（大西成弘）　令和４年度の住民基本台帳の閲覧状況を見ますと、現時点では国立がん研究センター及び自衛隊奈良地方協力本部の方からの閲覧申請があったということで、それ以外については今のところ公表できるものはございません。
▽１２番議員（芝　和也議員）　今、触れてもらいましたように大体、住民基本台帳は住民基本台帳法で、あった目的は何にできるっていうことが決められていますので、だから、調査・研究でありますとか、公の機関からの、そういったことに供されているっていうのは普通でありますので、これは特異な例やというふうに私は思っているところであります。
住民基本台帳法上は目的がきちんと定められていますので、外部提供する場合、目的外の利用とか外部提供については、定めがありませんので、そもそも想定していないのが実情やというふうに思います。

そこで防衛省側も、いろいろ、防衛省の法令を用いて自治体に対して情報提供をということで、働きかけがありますけれども町長は、お述べいただいたように、防衛大臣からの通知という扱いになっているのが、現行の取組でありますので、そこが法的根拠の問題として、自治体の権限がある住民基本台帳法は市町村長さんがきちんと管理せなあかんとなったって、外部提供したらあかんと、できないということになっているんですけども、それを外部提供する手立てとして、防衛法、自衛隊法等を使っての読み取り、解釈によって、通知という形で防衛大臣から市町村長さんに見に行くから提供してね、で見せていると、依頼が来ていると、こういうことをというふうになっている実情でありますので、ここは見せてええものなのか、どうなのかっていうのは、判断の余地があると私は思いますけども、町長は、そこのところはいかがお考えになりますか。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

●町　長（小澤晃広）　先ほど触れさせていただいたところでございますけれども、芝議員がお話しいただいたように、グレーはっきりしないという部分ではないかということなんでございますが、そういったお話もある中で、令和２年１２月１８日の閣議決定で、住民基本台帳の一部の写しを国に提出することが可能であると明確化する通知が来ておりますので、それによって方針、国としての方向性をはっきりされているというふうに認識をしております。

○議　長（弓仲利博議員）　芝　議員

▽１２番議員（芝　和也議員）　通知されているわけですわ。明確化して通知、これ通知しかできないから、通知ということになっていると思うんですけどもね。

それはともかくとして、ここは、議論、平行線になりますので、これ、毎年、去年に来られましたって言って、広報で開示せんとあかんようになっていますので、本町は広報で秋に去年来はりました、閲覧がありましたと言って広報する形になっていますねんけども、ほとんどの住民の皆さんは来るまで、ダイレクトメール、案内来るまで、そのこと知りませんし、だから親御さんにしてみたら、自分の子どもの４情報が自衛隊といえども、全く知らんところで名簿が提供されていたと、お孫さんとか、おじいちゃんおばあちゃんからしたら、お孫さんの名簿が知らんところ、預かり知らんところで提供されていたということが起こったって、それが事後、事後、見せましてんって言って来たるっていうのが現状ですのでね。少なくとも、これは義務化されていたら、国民みんな知っているから、４情報は自衛隊に提供されているってわかった、だからいちいち知らせんでもいいですねんけど、そうなってないから、だから少なくとも現状は見に来てはって見せていて、見せましたって報告しているわけなので、少なくとも、前に毎年見に来はりますねんと、高校卒業と

大学卒業年次を迎える皆さんの分、見に来はって、町は見せていますので、そこは理由かくかくしかじか、こういうことで見せていますので、何でもいいですけど、見せていますので皆さんお含みくださいということを、まず、前に知らせて知っておいてもらうのが道理だと思いませんか。

○議　長（弓仲利博議員）　町長。

●町　長（小澤晃広）　先ほど芝議員もお述べになっていらっしゃいましたけれども、これは、自衛隊というものをどう考えるかという大きな観点での論点、議論でありまして、どうしても議論が平行線になるのかなというようなところもあり、先ほど私が述べさせていただいたようなグレーというかはっきりしていないという状況があるのだと認識しております。その中で先ほどの令和２年１２月１８日の通知がありましたので、今、本町としてはその基本的な考え方に則って事務を執り行っていこうという方針で考えております。

▽１２番議員（芝　和也議員）　事務を取り扱っていく方針で考えていただいたら結構なんです。それを、事務を取り扱う方針で考えていますねんと、先に、先に毎年来はりますから、見せていますねんとお知らせして、見てもうたらいいんとちゃいますかな。いかがですか。

○議　長（弓仲利博議員）　副町長。

■副町長（森田政美）　情報公開の条文で情報を開示した分については、公表しなければならないというふうに定めのもとに、広報ホームページ等で、閲覧と情報公開した部分についてお知らせしていることであって、事前に、これから、こういうところが来られますからっていうのはちょっと関係がないと思います。

▽１２番議員（芝　和也議員）　時間が来ました

これも引き続きしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議　長（弓仲利博議員）　ありがとうございました。続きまして、１番、松波芳子議員。

（１番議員　松波芳子議員　登壇）

∴１番議員（松波芳子議員）皆様おはようございます。１番議員、松波です。

ただいま、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

町内既設の施設設備等の活用の現状と今後について質問させていただきます。

本町の理念、まちづくりの四つの柱、ひと・企業が集まるまちづくりの推進、子育て・教育の支援強化、シニアの生活支援強化、行財政改革の推進に沿ったものとして、各事業を進めておられることは大きく評価されるものと思っています。

しかし、いま一歩踏み込んだ見直しと創意工夫がなされるべきではないでしょうか。以下の質問をいたします。

まず、最初に既設の公共施設及び設備の活用、町立図書館ですが、コロナ禍の中で自粛させなければならない事情もあったのですが、それ以前から、本の貸し出しのみの利用の場になっています。他の自治体の図書館が人で賑わっているのに比べ、町の図書館は冷たい空気のままとか、使いづらいとの声もあります。ここ数年の利用状況の変化や利用者の声を取り上げて、改善される努力をお示しください。

２つ目、西人権センターですが、これまで地域住民主催のレコード鑑賞の文化活動、調理室使用の味噌づくりなどの利用が不可能となり、中止されました。
活用次第で、地域住民にとっては近くで気軽に参加できる、また、他の地域の住民の参加によって、交流の場となり得ると思われます。
また、調理室活用の郷土食づくり、会食等も多世代交流にも繋がり、地域活性化ともなり得ると思われます。

このような現状を踏まえて、この他の町内の公共施設のあり方について、再編成の可能性もありの総合的な、住民を交えての今後を検討する場を持たれてはいかがでしょうか。

今後の町の方針や計画をお示しください。以上。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

（町長　小澤晃広　登壇）

●町　長（小澤晃広）　それでは、松波議員の町内施設、町内既設の施設設備等の活用の現状と今後についてにお答えいたします。
質問に関しましては、私の方から一括してお答えさせていただきたいと思います。

まず、現在、図書館の利用者人数につきましては、コロナ禍以前の令和元年度利用者数が年間約１万１４００人でしたが、新型コロナが５類に移行する前の昨年度、令和４年度の年間利用者数は約６９００人となっており、約４０％減少しています。年齢別で見ますと、１３歳から１５歳の中学生世代が約８８％の減、次に０歳から６歳の就学前児童が約７０％の減、続いて、４０から４９歳の４０代が約６０％の減少となっています。

町立図書館では、コロナ禍により、就学前児童やその保護者の図書館利用が大きく減少しています。

一方、７０歳以上の利用者は約１１％減、５０歳から５９歳の５０歳代は約３％減と、コロナ禍前の利用者数に戻ってきている状況にありました。
利用者減少の大きな要因としましては、三密回避のコロナ対策、人口減少とともに、スマホ等の普及による本離れ、学童保育の対象者が小学１～３年生であったのが、６年生まで拡充されたことによる小学生やその保護者の利用減少、保護者の共働き増加による休日の過ごし方の変化などが要因であると分析しています。

このような分析をもとに、今年度、図書館では、町民の皆様に図書館や図書館司書を身近に感じていただく取組を積極的に行っております。図書館における季節の催しやテーマ別資料の展示、発達段階に応じたおはなし会、保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校との連携事業、さらに図書館利用者の減少が著しい幼児やその保護者を対象にして、４・５か月、１歳６か月、３歳６か月の健診対象児童にブックスタート事業、絵本とリンクした料理教室の開催など新しい事業に取り組んでおり、令和５年度については、４月から１０月の７か月間で、前年度の利用者数と比較いたしますと、令和４年度の３９００人に対し、令和５年度の利用者数は４４０８人となり、約１１．５％の増加となっております。

一般図書８万４５２４冊、児童図書４万１８７８冊、合計１２万６４０２冊の蔵書を誇る川西町立図書館は、県内外の公立図書館や大学の附属図書館など３９か所とも相互貸借等の連携を行い、知的好奇心の拠点として、「こころの満腹」と「くらしの元気」のもとになるように努めております。

ただ、議員ご指摘の、にぎわいのある図書館づくりについては、利用者の中には静かな空間を望む利用者がおられることもあり、今後の検討課題であると考えております。

引き続き、住民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、親しみやすく利用したくなるような図書館にしていくため、最善を尽くしてまいりたいと思います。

今後とも町立図書館を大いに活用いただき、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に西人権文化センターでは、主に奈良県の「隣保館運営等事業補助金」を活用し、地域交流促進事業としてヨガ教室、フラダンス教室及びリズム体操教室を行っております。また、１日講座として干支の折り紙づくり等の教室を年間７回程度開催し事業運営を行っています。

この補助事業の趣旨としましては、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的及び文化的改善向上を図るとともに、様々な「人権課題」の速やかな解決に資するために、隣保館を設置し運営する市町村に対し、隣保館運営等事業に要する経費について補助されるものであります。

ただし、現在は、職員１名の配置により事業を行っている状況であり、その中で各種教室を精査しながら行っている状況でございます。

したがいまして、町行政の効率化、住民サービス、福祉の向上に繋げることについて留意しながら、特定の人だけが利用するのではなく、不特定多数の人が利用できるような施設運営を検討していきたいと考えます。

最後に、本町の公共施設のあり方についてでありますが、人口減少、少子高齢化による施設利用の減少、利用人数の変化から、中長期的に見れば、再編成の検討も避けて通れないと考えております。

また、今後、大規模な施設再編、大規模な施設の建て替えなどの検討を進める際には、住民の皆様から、ご意見を賜る場の設置の検討もしてまいりたいと考えております。

私からの回答は以上です。

○議　長（弓仲利博議員）　松波議員。

∴１番議員（松波芳子議員）　ただいま町長から今後の方針をお聞きいたしましたので、今後の再編成及び改善に大いに期待したいと思っております。

町立図書館の件なんですが、依然いろいろな方からのお声が耳に入ってくるんですね。それによると、旅行とか世界情勢新しい知識が得たいと思っていても、並んでいる蔵書の内容が大変古くなっている、それと読書スペース、自習スペースなどの快適さがいまいちであるとの声が届いております。

そこでね、問題意識を持っている町民の方で組織された運営委員会、または改善のための集会を持たれてはいかがでしょうか。以前から、やはり多くの方がそのような問題意識を持っておられるように思います。

それと、西人権の件なんですが、公的な文化施設、文化講座、その他はしておられますが、その割合は極めて少ないです。

しかし、私がこちらで味噌づくりを自宅で、ほんの３、４人のグループから始めたんですが、あちらの地域の方は周辺にないから、それとＪＡも中止されましたので、結崎公民館の味噌づくりに今年度４０人ほどが参加されました。もっと近くでそういうことができたら、わざわざ、結崎公民館にいらっしゃることもないだろうと思うんですね。

そこで、西人権センターで以前味噌づくりをいたしましたが、ここの調理室は一般に開放しないということを言われました。それ以降、そこを利用されている様子は全く見られません。ですので、そういう施設がありながら使えない。また、それ以外にも使われてない施設がたくさんあります。

それを再編成するなり、住民の意見をもう少し取り入れて、活発に人的な交流をなされるように希望いたします。

町長のお考えをお聞かせください。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長

再質問ありがとうございます。

まず、図書館についてお答え申し上げます。

今は蔵書についてでありましたり、読書スペースについてのご意見とお声があるというお話がございました。

図書館につきましては先ほども述べましたように、町民の皆様の生活の向上でありましたり、心の充実に向けて非常に大切なものだというふうに私は考えております。就任以来、ちょうどコロナ禍でございましたので、これから利用者の回復を目指して、力を入れる必要があるというように私自身も考えておりまして、図書館の方の司書や職員の皆さんと教育委員会の方で毎月改善のためのミーティングを持っていただくような形にし、私の方からも意見を申しあげさせていただきながら、先ほど述べさせていただいたような取組を今、今年進めさせていただいている状況があります。以前に比べましてそういった取組をできる状況に図書館のメンバーもなってきておりますので、それをさらに充実させていきたいという思いでございます。住民の話し合いの場ということで今ご提案いただきました。まず、あと、住民また利用者の声を聞くということは必要かと思いますので、その声をいかにどのような形で聞くのかということに関しましても、改めて課題とし協議させていただきたいと思います。

続いて西人権センター及びその他の施設の利用活用についての再質問いただきました。

今お話いただきましたとおり町内にたくさんの施設がございます。

それの有効利用が十分になされているのかということを行政としてしっかりと考えねばならないと思うんですけれども、その中で職員の数でありましたり、人口であったりの変化もあり、あのフル活用を全てできますかと問われると、なかなかそこまでの予算であったり人員が割けないという状況です。

また貸館をしたときにそれほどの借りる住民の方がいらっしゃるのかというところについても課題があるというように感じております。ですので、施設を中長期的に見ればどう再編するのかという議論は必要だと思えておりますけれども、まずはどう活用していくのかというところもしっかりと考えるべきだと思っています。

そのうえで利用の施設はそのままであっても利用の用途を変えるであったりとかといった検討は行政の方でもしっかりと進め利用されるようにしていきたいと考えている次第です。

例として味噌づくりについて、挙げていただきましたけれども、これに関しても結崎でも、例えば西人権センターでもやればいいのかというところも難しいところでございまして、今、松波議員を中心に結崎でやっていただいているということであれば、それはすごくいい取組だと思いますので、それはそれでしていただきながら、もし他にも希望があったり、必要があるような取組があったら、また違うとこ

ろで起こるというのがいいのではないかなと思っておりまして、「小さな近い町かわにし」でございますので、皆さんが集まって取り組むことで良いこともあると思っておりまして、場所を増やすのが単純に良いことではないという観点も踏まえながら、利用の仕方であったり、実施する事業の検討というものはしていきたいなと、私としては考えている次第です。

私からの回答は以上です。

○議　長（弓仲利博議員）　松波議員。

∴１番議員（松波芳子議員）　ありがとうございました。

西人権センターが私達に開放していただけるならば、もう来年度から早急に公民館で今、している人たち、あちら方面の方に呼びかけて、その場所を利用して行いますとお知らせしてもいいのでしょうか。公民館同様に時間を使用料とかを決めていただいても結構ですし、今、現状はあちらから材料持って、かめも持って結崎公民館に来られる方が何人かいらっしゃいます。来年度、ＪＡがそれをまた再開されるかどうかにもよりますけれども、そのあちらを使わせていただいたら、その解決になるのではないかと思っております。それ以外にでもたくさんの人数を集めてするっていうよりも、少人数で何かサロンのようなもの高齢者の方も集まっていただけるような小さな集まりを各地つくっていただけたら、それなりにまた活用できるのではないかと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議　長（弓仲利博議員）　町長。

●町　長（小澤晃広）　今お話しいただいたようなあの地域、地域に小さくても集まれる場所が必要ではないかということに関しましては、長寿化している時代の中でそういった観点も大切だと認識しておることをお伝えしたいと思います。そのため長寿介護課や社協などの取組としてそういった場所、また集まりが充実するように施策を進めておりますので、引き続き頑張って参りたいと思います。

西人権センターの利用方法についてでございますが、これまで、利用方法について変化してきた実態があるというように職員の方々から聞いておりまして、今、松波委員がご提案いただいているような利用方法が人の面でありましたり、建物の面で可能かどうかということについては一つの利用方法の提案だと思いますので、こちらとしても検討してみたいと思います。

ありがとうございました。

∴１番議員（松波芳子議員）　今いろいろご答弁いただいたんですけど、現実に我々は駅前でイベントをしたりとか、その他をするときに町長をはじめ、町職員の方が大変な御支援をいただいて、実現させることができました。

それに関してもお礼を一言述べさせていただきます。
ありがとうございました。
○議　長（弓仲利博議員）　これをもちまして一般質問を終わります。
次に総括質疑に入ります前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明させます。
池原事務局長。
◇議会事務局長心得（池原由香里）　説明いたします。
総括質疑は、申し合わせにより、制限時間３０分、一問一答方式で行います。
なお、再質問につきましては、１質疑につき２回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。
○議　長（弓仲利博議員）　日程第２、総括質疑に入ります。
先日上程されました議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第５３号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの議案１２件を一括議題といたします。
去る８日の本会議におきまして、議案の説明は終わっておりますので、総括質疑通告順により、質問を許します。
総括質疑通告により、１２番、芝　和也議員。
▽１２番議員（芝　和也議員）　１２番、芝　和也です。
それでは若干、お伺いいたします。
議案第４５号、令和５年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてお伺いします。今回の補正で次期９期の事業計画において適用されるシステム等の改修が組まれていることになりますが、その次期事業計画の保険料基準額で、大体どのくらいの設定になるのか、現状での見通しはいかがかなっていますでしょうか。
また、かねてより議論を重ねている問題で、この保険料の負担区分これの多段階化についてでありますが、これまでのところ現状の多段階化については、理解するという趣旨の答弁をいただいているところであります。
次期、事業計画において保険料の負担区分の多段階化の見通し、また多段階化した場合の効果の見込み、それぞれシミュレーションありましたら、お聞かせいただければと存じます。
以上、よろしくお願いします。
○議　長（弓仲利博議員）　栗林長寿介護課長。
▲長寿介護課長（栗林美子）　芝議員の令和５年度介護保険事業勘定特別会計予算についてのご質問にお答えいたします。

今回、介護保険事業勘定特別会計予算では、来年度介護報酬改定や、１号保険料負担の見直し、１３段階の多段階設定が見込まれることから、これに伴うシステム改修を予定しており、当該改修委託料を計上しているところです。
現在、国の社会保険社会保障審議会介護保険部会において議論がなされ、１２月末までに、第９期介護保険事業計画の保険料基準額の設定に影響のある項目について結論を出すとしているところです。
本町においても、国の介護保険部会での議論を踏まえた見直し例を参考に、第９期介護保険事業計画の策定に向け、先般、１１月３０日に第４回目の介護保険事業計画策定委員会において、国が示している１３段階での保険料を試算し、計画素案に提示させていただきました。
また、これをもとに、去る１２月６日、その素案を町ホームページにアップし、現在パブリックコメントにより意見募集を行っているところです。
なお、国の介護保険制度改正の見直し案が未だ、確定しておらず、不確定の要素もあるため、その内容が決定次第、再度保険料基準額を試算することとしております。
今後、これらを踏まえ、介護保険事業計画策定委員会委員のご意見を伺いながら、計画策定を行い、これをもとに来年３月議会において、介護保険事業勘定特別会計の予算案および介護保険条例の改正案を上程し、ご審議いただきたいと考えております。
私からの説明は以上です。
○議　長（弓仲利博議員）　芝議員。
▽１２番議員（芝　和也議員）　まだ、国の結論が出たらへんので、もうわかりませんと、こういう平たく言えばこういうことだったかと思います。
今、まだ示せる状態にはなっていないということでありますが、傾向としたら、介護保険１号被保険者になる皆さんの年齢の層はこれからもどんどん、どんどんと増えていくと、本町の場合、８５歳以上のピークを迎えるのが、まだ１０年ほど先ということになってきますので、そうなりますと、まだまだ、なんか８５歳ぐらいを過ぎると一気に介護保険の利用者も増えるということからも、事業量は、まだまだ見込まれるっていうのが傾向にあると、というのが、これまでも説明を聞いているところであります。そこから想定されますと、現状でも第１期から現在の第８期で基準額が２．３倍ということになっていますので、この間の事業計画の見直しのたびに基準額が上がってきているように、次期も上がらざるを得ないということに、方向としては、なっているかというふうに思うんです。

そこでですね、ただ、まあ、その負担がどんだけ和らげるのかというところに各々全国の自治体の取組があると思いますし、市町村、都道府県を通じて町村会、知事会などからの国の負担増の話を持っていってもらっているところだとは思うんですけれども、結局この負担をどう和らげるかという話になってくると思います。本町の場合、この今の現事業計画、前事業計画、この２期にわたって小規模多機能も事業計画に含めましたけれども、結果としてそれはなりませんでした。

ただそれをしようと思っていたので、事業計画から出てくる保険料は、その分を見込んで保険料をもらっているということになりますので、本来ですと、その事業、メニューがなかったわけですから、お返しするということになりますが、他で給付費が膨らんだ分もありますので、そっちへもお金を使うなりして、頼みの綱になっている基金を取り崩し、これはせずに済んだと、これが、今の、今までの流れかと思うんです。

ですから、次期事業計画でいらえるとしたら、基金をどれだけいらうかということになりますので、目安としたら、今の３年間その前の３年間、ここで使わんでよかった分、本来、小規模多機能だったから給付が増えるんで、事業計画では、足らずまえは、基金で充当しようということになっていたけども、その充当しようとなっていた分を、使わず済んだということは、その分がこれから先の事業計画の中で、まずは使って、抑制に、保険料アップの抑制にかかれるのではないかというふうに勝手に思っているんですが、それで町長の見通しとしてはどういうふうな腹づもりを持っておられるのか、また、現在、基金、約８０００万弱、７７００万ほど基金ありますけれども、これ唯一の財源になりますので、これの使い方として、まだまだ増えていく先を見越して、今はしばらく置いとくのかとそのへんの見方はいろいろとあると思うんですけども、そこらへんは如何になっているか、保険料を抑制の術としてどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。

●町　長（小澤晃広）今、保険料についての、増額していかざるを得ないというところは、ご理解いただいているところであるが、どこまで抑えるかという点のお話をいただきました。おっしゃるとおり、保険料の抑制については基金の取り崩しというのが一番わかりやすい策であると認識しております。

今回、この期間でいきますと、小規模多機能が成立しなかった等により今お話いただいたように７０００万程度基金の残高がなっております。

一方で今後どういった制度を通して運用されていくかでありましたり、どのぐらいの費用がかかってくるのかというところの見通しも踏まえて、全額使うことは正しくはないと思っているんですが、安定的な基金残高を確保しつつ、それでも余分

であると判断できる額については保険料の抑制に使っていくことを考えております。

その額についてはもう少し国の方針等が出てきたうえで、定めたうえで進めていきたいと思っておりますので、その方針であることをお伝えしたいと思います。

○議　長（弓仲利博議員）　芝議員。

▽１２番議員（芝　和也議員）　そこらへんは、抑制部分として使っていくよと、考えているとこういうことだったかと思います。もう一点、保険料の負担区分も、現在９段階ですが、これを多段階化、国が示してる１３段階化、ここは１３段階に向けてのシミュレーションも一定やっておられるようで、本町の場合、高所得者１３段階にして高所得者がなければ、多段階化にしても結局、保険料、真ん中膨らむというようなシミュレーションも出てくる自治体もいろいろあろうかと思うんですけれども、お話を伺っていますと、１３段階目のところが一定数おられるということから、その皆さんの負担をお願いすることによって、底辺のところでは負担を和らげることに一定の効果はあるという、こういう見立てが出ているということでありますから、そういう点で言えば、保険料負担区分の多段階化っていうのは意味のある、そういうことになってくると思うんですけれども、ここについては、方針の明確化になっているのか、いるならばそれでゴーとなると、行こうと思ってるとなるやろうし、そこは、まだ検討の余地ということなのか、その辺のことを再度お示しいただきたいというふうに思います。

それと、結局、この介護保険、負担が上がっていくっていう仕組みになって、負担が上がっていく仕組みというのはおかしいですね。現在の仕組み上、負担が上がらざるを得ないと、見込まれる事業計画を保険料で取っていくということになりますので、どうしても需要が増えれば保険料も上がっていくという、今の仕組み上は、膨らまざるを得ないということになっていますので、これを改めるのは、結局、仕組みそのものをいらっていくということは一番肝要であります。これは国会でも然り、地方議会では地方団体でできること、やる術はですね、仕組みはいらえませんので、仕組みの以外のところで現行の仕組みとをということになるんですけれども、そういう点で言えば自治体で活用できる誘導できるのは一般策しかありませんので、そういう意味では結局どこに負担がいけるのかという話にもなってきますけれども、最後、補えるとなると一般対策として、何かそういった介護保険に活用するような名目の事業を起こして、一般対策で介護保険には直接充当できませんので、やっていくしか、最終的には仕組みが変わらん限り、道はないと、いうふうに思うんですが、そこら辺の見通し、以下は、今、置いておられるのか、その辺についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。
○議　長（弓仲利博議員）　森田副町長。
■副町長（森田政美）　私、今、介護保険策定委員会の委員長させてもらってますのでその委員会の中では、先ほど芝議員がご質問の１３段階で検討を進めているというのが状況でございます。
それと一般対策、介護保険の事業費が、今後１０年はさらに増額していくであろうっていうのはもう見えているところでございまして、今日の新聞読んでいても、国の審議会の方で２割負担の論議がなかなか進んでない。
でも自ずとして、国がこれ以上の扶助費、社会保障費をひねり出せなかったら、やっぱり今まで１割負担の方の２割負担を求めるという審議が進んでいるというように書いてましたけども、本町といたしましては、できるだけ介護保険を利用される方が少なくなるように、芝議員は一般施策をと、おっしゃいましたけど、健康づくりとか、予防支援の方に力を入れていって、なるべく介護保険のサービスを使われる状況に陥らないように健康支援とか、の方に力を入れていきたいと考えている次第です。
○議　長（弓仲利博議員）　これで総括質疑を終わります。
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日の会議はこれをもって散会いたします。
ありがとうございました。
（午前１０時５９分　散会）

議　事　日　程

厚 生 文 教 委 員 会

総 務 建 設 経 済 委 員 会

厚 生 文 教 委 員 会 議 事 日 程

令和５年１２月１３日（水）　９時００分　開議
９時２０分　閉会

日程第１
議案第４２号　予備審査　令和５年度川西町一般会計補正予算について

歳出　款２　総務費　項１　住民基本台帳費
款３　民生費　項１　社会福祉費
項２　児童福祉費
項３　人権施策費
款４　衛生費　項１　保健衛生費
項２　清掃費
款８　教育費　項１　教育総務費
項５　幼稚園費
項６　社会教育費
項７　保健体育費

歳入　上記関係歳入

日程第２
議案第４３号　令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第３
議案第４４号　令和５年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第４
議案第４５号　令和５年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第５
議案第４９号　川西町印鑑条例の一部改正について

日程第６
議案第５０号　川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について

日程７
議案第５１号　川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程８
　議案第５２号　　川西町国民健康保険税条例の一部改正について

　出席委員
　委員長　　伊藤　彰夫
　副委員長　　石田　三郎
　委　員　　寺澤　秀和　　安井　知子　　弓仲　利博　　齋藤　麻由

　副議長　　福山　臣尾

説明のため出席した者
　町　長　　小澤　晃広
　副町長　　森田　政美
　教育長　　橋本　宗和

　総務特別参事　　江畑　幸男　　総務課長　　西川　直明

　住民保険担当理事　　大西　成弘
　長寿介護課長　　栗林　美子
　福祉こども課長　　中森　委香
　社会教育課長　　浅田　裕信
　教育総務課長　　高塲　慎太郎

　会計管理者　　岡田　充浩

職務のために出席した者
　議会事務局長心得　　池原　由香里
　議会事務局主事　　西村　俊哉

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

令和５年１２月１４日（木）　９時００分　開議
１０時１１分　閉会

日程第１
議案第４３号　令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
（予備審査あり）

歳出　款１　議会費　項１　議会費
款２　総務費　項１　総務管理費
項２　徴税費
款５　農商工業費　項１　農業費
項２　清掃費
款６　土木費　項１　土木管理費
項２　道路橋梁費
項３　都市計画費
項４　住宅費

歳入　上記関係歳入

日程第２
承認第４６号　令和５年度川西町下水道事業会計補正予算について

日程第３
議案第４７号　川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第３
議案第４８号　一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

程第３
議案第５３号　川西町営住宅条例の一部改正について

出席委員
委員長　阪本　学
副委員長　芝　和也
委　員　堀　格　福山　臣尾　安達　憲太郎　松波　芳子

議　長　　弓仲　利博

説明のため出席した者
町　長　　小澤　晃広
副町長　　森田　政美

総務特別参事　　江畑　幸男　　総務課長　　西川　直明

行政改革統括理事　　石田　知孝
まちマネジメント担当理事　山口　尚亮
まちづくり推進担当理事　　乾井　宏純

まちマネジメント課長　　中川　辰也
税務課兼債権管理課長　　松下　正嗣
まちづくり推進課長　　喜多　　勲
デジタル推進室長　　梅津　光章

会計管理者　　岡田　充浩

職務のために出席した者
議会事務局長心得　　池原　由香里
議会事務局主事　　西村　俊哉

欠席委員及び職員

令 和 5 年 川 西 町 議 会
第 4 回 定 例 会 会 議 録

（ 第 3 号 ）

令和 5 年 12 月20日

令和５年川西町議会第４回定例会会議録（再開）

召集年月日	令和５年１２月２０日
召集の場所	川西町役場議場
開　　会	令和５年１２月２０日　　午前１０時００分　宣告
出席議員	１番　松波　芳子　　２番　齋藤　麻由　　３番　安達　憲太郎 ４番　阪本　学　　５番　弓仲　利博　　６番　福山　臣尾 ７番　堀　格　　８番　安井　知子　　９番　伊藤　彰夫 １０番　石田　三郎　　１１番　寺澤　秀和　　12番　芝　和也
欠席議員	
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町　長　小澤　晃広　　副町長　森田　政美 教育長　橋本　宗和　　総務特別参事　江畑　幸男 行政改革統括理事　石田　知孝　　まちマネジメント担当理事　山口　尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井　宏純　　住民保険担当理事　大西　成弘 総務課長　西川　直明　　税務課兼債権管理課長　松下　正嗣 まちづくり推進課長　喜多　勲　　まちマネジメント課長　中川　辰也 デジタル推進室長　梅津　光章 長寿介護課長　栗林　美子　　福祉こども課長　中森　委香 教育総務課長　高塲　慎太郎 会計管理者　岡田　充浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長心得　池原　由香里
	モニター係　西村　俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した
	８番　安井　知子　議員　　９番　伊藤　彰夫　議員

川西町議会第５回定例会（議事日程）

令和５年１２月２０日（水）　午前１０時００分　再開

日　程	議 案 番 号	件　　名
第１		委員長報告　　議案第42号～議案第53号 厚生文教委員長　議議案第 42 号～議案第 45 号、 議案第 49 号～議案第 52 号 総務建設経済委員長　議案 42 号、議案第 46 号～議案 議案第 53 号 討論・採決 議案第 42 号～議案第 53 号
	（追加日程）	
追第１	発議第54号	令和５年度川西町一般会計補正予算について
追第2	発議第5号	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書
追第3	発議第6号	国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書
追第4	発議第7号	学校給食への緊急支援と無償化を求める意見書

○議　長（弓仲利博議員）　みなさま、おはようございます。
これより、令和５年川西町議会第４回定例会を再開いたします。
ただいまの出席議員は、１２名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。
日程第１委員長報告を議題といたします。
去る８日の定例会において上程され、各委員会に付託いたしました。
議案第４２号から議案第５３号までの議案第１２件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。
厚生文教委員長、伊藤彰夫議員。
（厚生文教委員長　伊藤彰夫議員　　報告）
▽厚生文教委員長（伊藤彰夫議員）　当委員会は１３日に委員会を開催し、議案１件の予備審査と、付託されました議案の７件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。
まず、議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算について厳正な審査の後、全員一致で原案を了承するものと決しました。
次に、議案第４３号、令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第４４号、令和５年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第４５号、令和５年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、及び議案第４９号、川西町印鑑条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案の通り可決すべきものと決しました。
次に、議案第５０号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正についてであります。当該施設の名称の決定となった理由及び経緯について、委員から質問があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第５１号、川西町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議案第５２号川西町国民健康保険税条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上が、予備審査１件と付託を受けました、議案７件の審査の経過並びに結果であります。
議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。
○議　長（弓仲利博議員）　続きまして、総務建設経済委員長、阪本学議員。
（総務建設経済委員長　阪本　学議員　報告）
△建設経済委員長（阪本　学議員）　去る８日の本会議におきまして総務建設経済委員会に付託になりました、議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算第５回他４議案について、休会中の１４日、委員会を開催し、理事者並びに関係所属長の出席を求め、審査いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。
まず、議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算、第５回についてでありますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４６４３万３０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６億５０４３万２００

０円に定めようとするものであります。
歳出の主な内容といたしましては、人事院勧告及び職員手当等に係る人件費クラウドファンディング型ふるさと納税開始によるポータルサイト利用料、障害福祉サービス等報酬改定対応に係るシステム改修費用、各家庭へ家族介護用品支援事業費として紙オムツの追加支給費用、保健センターの消防用設備等修繕費に伴う増額補正であります。
これらの歳出に見合う財源といたしましては、過年度分の精算給付に係る国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入等により収支の均衡を図ったものであります。
本案については去る１３日の厚生文教委員会におきまして予備審査が行われ、慎重審査の結果、了とされました。理事者の説明を受け委員会での慎重審査の後、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決しました。
次に議案第４６号、令和５年度川西町下水道事業会計補正予算についてでありますが、慎重審査の後採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。
次に議案第４７号、川西町議会の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部改正についてでありますが、慎重審査の後、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。
次に議案第４８号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでありますが、慎重審査の後、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。
次に議案第５３号、川西町営住宅条例の一部改正についてでありますが、委員より、町営住宅入居者の募集および決定について、政策空家の計画的な整備等について質疑及び要望がありました。理事者の説明を受け慎重審査の後、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。
以上で本委員会に付託になりました議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算第５回他４議案についての結果報告といたします。
議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますようお願いをいたします。
〇議　長（弓仲利博議員）　以上で、委員長の報告が終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
〇議　長（弓仲利博議員）　質疑はないようですで、質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ございませんか。
１２番、芝　和也議員。
◇１２番議員（芝　和也議員）　はい。１２番、芝和也です。
それでは、ただいま総務、厚生の両常任委員長から報告がありました、議案第４２号令和５年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第５３号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの予算案５本、条例案７本の都合１２本に対する討論を行います。

態度表明でありますが、４２号の一般会計補正予算と４７号の、我々議員など特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については反対し、あとの１０本の議案は、いずれも賛成するものであります。

まず、４２号の令和５年度の一般会計補正予算であります。今般の補正は、民間準拠並びに業務量増に伴う人件費の補正を中心に、事業の精算による調整を始め、民生部局では扶助費等における不足分を補うべく必要な増額補正等々でありまして、これらいずれの取り組みも、住民生活の向上発展に向けた取り組みの執行に繋がるものと考える次第であります。

しかしながら、総務委員会での議論を交わしましたように、職員の男女の配置バランスや雇用形態は早急に改善することが求められる問題と心得ます。

もう、平行線の域は、なかなか出ませんが、そこは検討の上、改善に着手することを強く求めておくものであります。

なお、別途条例とはされております、特別職の期末手当のアップ分も本予算案には含まれていることから、この引き上げにつきましては不要と考えますので、我々議員分の約５０万円と、町長や三役分の約３０万円については、本案から除くことを求めるものであります。

よって、これらも含めた予算となっている以上、本補正予算につきましては反対するものであります。

次に４７号の川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

今般の改定の中身は、我々議員や町長ら三役に対して実施するべく人勧準拠による職員のアップ率に合わせて０．１か月分の期末手当の支給月数の引き上げでありますが、我々議員や特別職の平均的な年収でいいますと、町長ら三役の平均はざっと１２００万円程度ありますので、本町住民の平均年収からして、実に３倍近くあることになります。これは高いか低いかについては議論があるところですが、引き上げ分職員のアップ率に準じていることから、本町職員の平均年収は一つの比較になるものと存じます。

これでいきますと、本庁職員と住民等では大きな開きもなく、ほぼ同等ということになりますので、これに比べれば既に出ている年収はその３倍ということになりますので、この額は少ない額とは決して言えるわけでは、ありません。

ただ、特別職の報酬につきましては、審議会答申を経てのものでありますので、これを尊重するとしましても、お示ししましたように、既に得ている額からして、今般の期末手当の率を職員に準じて引き上げなければならない必要性は全く感じられません。

おくべき視点は、あくまで住民の暮らしをいかに応援していくのかでありまして、求められている問題として、心してかからねばなりませんし、我々の視点から、決して欠いてはならないものと存じます。

よ　って、本議案につきましては、反対する次第であります。

以下、補正予算案の条例案６本については、いずれも賛成するものでありますが、５３号の町営住宅について一言を申し上げます。

議論を交わしましたように、労働供給の関係ば、児童を満たしていないのが現状でありますので、この点では公営住宅の目的であります。
福祉的要素からして需要に応えていかねばならない課題が残されているということになります。
議論を重ねているところの政策空家をストックしておくのも含めて、これらの課題の解消に鋭意努力されることを改めて求めておくものであります。
以上、上程案に対する討論を終わります。
○議　長（弓仲利博議員）　討論ございませんか。
４番、堀　格議員。
□７番議員（堀　格議員）　７番、堀でございます。
本議会に提案されました議案第４２号から、議案第５３号までの１２件いずれの案にも賛成の立場で討論をさせていただきます。
各議案とも今回の提案内容からいきますとそこに問題はございませんので、改めて指摘するところがないという意味で賛成するものであります。
若干、付言いたしますと、ただいま反対討論がありました。
この議員並びに特別職の報酬の件でありますけれども、今、川西町の町政におきまして、特に議員並びに特別職につきまして、特別に斟酌しなければならないと、そういう事態が発生しているわけでもありませんし、また、この水準につきましても世間水準から見て、特に問題があるわけではありません。
大体こういう報酬に関するものは、歴史というものがありますから、あるところでいじると、必ずそのひずみが出てくるわけなんです。
したがって、従来の慣例とおり、人事案の勧告に従って、実施していくというのが一番適切であると思っております。
私も長らく、民間会社でありますけれども、給与の担当やってまいりましたけれども、これ、やっぱり、いじるっていうのはなかなか難しいものであるという経験から言って、慣例に従って粛々とやっていくというのが一番適切であるというふうに思っております。
なお、付言をいたしますと、この報酬のアップにつき、よりましてですね、我々議員も含めまして、理事者側も一層川西町の発展のためにご尽力いただくことをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。
以上で終わります。
○議　長（弓仲利博議員）　他に討論ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。
これより採決に入ります。
議案第４２号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてを採決します。
この採決は挙手により行います。
本案に対する総務建設経済委員長の報告は可決するものです。
議案第４２号について、委員長の報告どおり可決することに賛成の議員は、挙手

願います。

（挙手する者あり）

○議　長（弓仲利博議員）　賛成多数であります。

よって、議案第４２号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４３号、令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第４４号、令和５年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第４５号、令和５年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、及び議案第４６号、令和５年度川西町下水道事業会計補正予算についての４議案を、一括採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長、総務建設経済委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第４３号から議案第４６号までについて、委員長の報告通り可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員）　賛成全員であります。

よって議案第４３号から議案第４６号までについては、委員長の報告とおり、可決されました。

次に、議案第４７号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例および特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、可決するものです。

議案第４７号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員）　賛成多数であります。

よって、議案第４７号は、委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第４８号、一般職の職員の給与に関する条例及び、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第４９号、川西町印鑑条例の一部改正について、議案第５０号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について、議案第５１号、川西町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第５２号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、及び議案第５３号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの６議案を、一括採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長、総務建設経済委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第４８号から議案第５３号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）
○議長（弓仲利博議員）　賛成全員であります。
　よって、議案第４８号から議案第５３号は、委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、町長より、議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算について、並びに会議規則第１４条の規定により、１２番、芝　和也議員ほか３名から、発議第５号、最低賃金法の改正と、中小企業支援策の拡充を求める意見書、１２番、芝和也議員ほか２名から、発議第６号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書及び１２番、芝　和也議員ほか４名から、発議第７号、学校給食への緊急支援と無償化を求める意見書が、提出されております。
　議案第５４号は１５日に配布し、発議案３件については、その写しをお手元に配付しております。
　お諮りいたします。
　会議規則第２２条の規定により、議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算について、発議第５号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書、発議第６号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書、発議第７号、学校給食への緊急支援と無償化を求める意見書を日程に追加し、
追加日程第１から追加日程第４としたいと思います御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。
　よって、追加日程第１、議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算について、追加日程第２、発議第５号、最低賃金の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書、追加日程第３、発議第６号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書、追加日程第４、発議第７号、学校給食への緊急支援と無償化を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
　追加日程第１、議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてを議題とします。
　お諮りします。
　本件については、議案の朗読を省略したいと思います。
　御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　異議なしと認めます。
　よって議案の朗読を省略することに決定いたしました。
　本案について、提案理由の説明を求めます。町長。
（町長　小澤　晃広　登壇　説明）
●町　長（小澤晃広）　それでは、議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてを説明させていただきます。
　今回の補正予算は、去る１１月、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策が閣

議決定され、補正予算成立を受けて、今般、物価高対策のための重点支援地方交付金の配分内示があったことから、急遽追加提案させていただくものでありまして、歳入歳出それぞれに１億９３２万７０００円を追加し、予算総額を５７億５９７５万９０００円とするものであります。

今回の補正予算の重点支援地方交付金に係る事業は２つありまして、一つは物価高騰の負担感が大きい低所得世帯を支援するため、令和５年度住民税非課税世帯に対し、１世帯当たり７万円の現金給付を行う事業、そして今、一つはエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者支援と、地域の消費喚起のため、住民１人当たり３０００円の地域振興券を配布する事業であります。

国におかれては、対策効果の早期発現を期する趣旨から、年内の予算措置と、適切かつ迅速な事業執行を要請してきているところであり、このたび追加提案による補正予算の上程を行った次第であります。

説明は以上です。

何卒ご賛同ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議　長（弓仲利博議員）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

１２番、芝　和也議員。

◇１２番議員（芝　和也議員）　それでは、ただいま町長から説明がありました、国の重点支援交付金を使って、その活用策ですが、一つは住民１人当たり３０００円の商品券の配布というふうに、一つは、低所得者対応として、住民税非課税世帯の１世帯７万円の給付と、こういう使い道になります。時期にかなった、必要な策というふうに思います。

低所得者対応なんですけれども、この対象となる年収は、大体どのぐらいから、目安なってくるのか、一番基準が厳しくなる単身ベースではどういうことに状況としてはなりますでしょうか。

〇議長（弓仲利博議員）　中森課長。

◆福祉こども課長（中森委香）　今、ご質問にありました年収ベース、年収でのお答えをさせていただきます。

川西町の税務課の方に照会させていただきまして、年収ベースで単身、被扶養者なしの場合について収入９３万円以下の世帯について対象となるとのことで、回答をいただきました。

〇議　長（弓仲利博議員）　芝議員。

１２番議員（芝　和也議員）　単身で９３万円以下、ここはマックスですので扶養が増えますと、もう少しこのレベルが下がっていくということですので、やはりその対象としては大いに必要な世帯、施策になってくるというふうに思います。そこで、時期が時期だけに、年越しに間に合うように給付することができへんかとこういう話であります。全体でその対象となるのが大体１、１００世帯、大体１０００世帯ということになりますので、単純に本町の世帯の約３割ということになりますので、これはそれなりの率、存在されることになりますので、そこに対してこの時期の給付ということですので、時期が時期だけに、年越しに間に合うようにできへ

んかということでありますが、そのへんは、実務上どうなのかっていう問題が出てきますがいかがでありましょうか。またその辺の考えについてはお示しいただければと存じます。
○議　長（弓仲利博議員）　中森課長。
◆福祉こども課長（中森委香）　今回の給付事業を行うに当たりまして、事務のスケジュールについてなんですけれども、まず、対象世帯を抽出するに当たりましてシステム改修の方が必要になりまして、補正予算をお願いしているところです。抽出世帯に対してプッシュ型、前回の３万円支給の情報を持ちまして支給させていただくという方法も、どちらかの市町村でやっているようなところの情報もありますけれども、その形で支給をさせていただきましたら、その後、口座情報が３万円の支給のときと違いが出てきまして、そこでの組戻や再振込の処理といった事務の煩雑さがちょっと懸念されるところであります。システム改修をさせていただいて、抽出、その後、速やかに案内通知を作成させていただきまして、支給対象世帯に通知の方を行って、そちらの方から今回の支給について、どちらの口座に振込させていただいていいかというところを確認させていただいたうえで振込させていただくのが、一番確実な方法、事務の合理的な方法だと考えさせていただきまして今回の方法とさせていただきたいと思います。
○議　長（弓仲利博議員）　芝　和也議員。
◇１２番議員（芝　和也議員）　はい説明のとおり、事務の実務上は、現状のようなことになるということだと思います。
　ただ、まあ、本年、前回ですね今年既にやっている３万円の分これが基準日は６月１日基準日で、この７万円の分が１２月１日基準日とこういうことです。この間基準日で何が変わるのかっていうと､前回の６月１日以降今年の１２月１日までに、転出しはった人、この人は単純に除外されます。転入してきはった人が増えるとこういうことになりますので、出ていかはった人、入ってきはった人、この若干の推移はありますけど、動きはありますけれども、それを除けば６月１日の基準日の対象の皆さんと１２月１日の対象の皆さんというのは、ほとんどが一致をしている皆さんで、口座情報も全部手のひらにのせてると、だから、プッシュ型でやった自治体も出てきてるっていうのは、そういう側面だと思うんです。加えて、時期が時期だけに、どっちにしろ、年が明けて、来月中頃には、手渡るようでありますが、同じ渡るんやったら、先ほども言いましたように１００万円に満たない住民税非課税の世帯の皆さんが対象とこういうことになるわけですから、可能な限り、年越しに間に合うようにしていくのが自治体の取組ではないかとこのように考えるところで、あります．そ転入のみなさんについては口座情報がありませんから、口座情報を得てということにならざるを得ませんけれども、それ以外につきましては、既に口座情報ありますし、本町から転出された皆さんは、手のひらからは、のってないわけですので、やはり皆さんに対しては持っている口座情報でそのままできるとこういうふうに単純明快ではないかと思うんですが、そこは実務が煩雑になるという話もありますが、町長ご自身いかがであるますでしょうか。
　時期が時期だけに、年越しに間に合うように同じ渡るんやったら、できる努力は

するべきではないと存じますが改めてお伺いしておきます。
○議　長（弓仲利博議員）　小澤町長。
●町　長（小澤晃広）　今、いただきました、早急な支給ができないかという点に関してですけれども、こういった施策に関しては、迅速に動くことが大切だということは言うまでもありませんし、時期が時期だけにということも生活上あることも認識するところでございます。一方、国で決定した時期も遅く、町としましては、この議案が通ってから着手していかざるを得ないということもありまして、今回、年末までに、というのは難しいというふうに考えております。
　一方で、今、いただいたご意見はもっともでございますのでこういった案件が出てきたときには、いただいたご意見のように心がけて執行していくようにしていきたいというふうに思っております。
○議　長（弓仲利博議員）　ほかに質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
　討論ございませんか。
　１２番、芝　和也議員。
◇１２番（芝　和也議員）　それでは、本日追加の議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてであります。
　態度表明は、賛成の立場からのものであります。今回の追加は国の重点支援交付金等を活用し、住民税非課税世帯を中心に、その世帯あっては７万円の給付を、それから住民１人当たり３０００円の商品券の支給等をということでありまして、物価高騰の折、消費喚起も含め、有効に働く策と存じます。
　ただ、議論を交わしましたように、非課税世帯への給付金でありますが、年越し資金として間に合わせることが一層功を奏する取組になるものと、心得ます。なかなか物理的には厳しいということでありますが、思いは思いとして共有できるということで町長のお答えにもありました問題になります。いちからの取り組みですと、そのための準備等々、一定の時間を要することになりましょうが、今回の場合は既に、この本年度内に前回実施の対象とほぼ同一の世帯がこの給付の対象になることでありますので、そこは取組次第で可能ではなかったかというふうに感じる次第であります。
　対象は、本町の約３割を進める世帯にあたりますし、住民税非課税が対象ということでありまして、決して体力が備わっているというわけでは、実はありません。時節柄、年末を前にしたこの日、これらの世帯にこそ、年越し資金として活用いただけるように、使える道を進んでいくというふうに思う次第であります。
　若干、時間を要しますが、年が変わって、必ず手渡ることには間違いありませんが、同じ渡るならは、年内にというふうに考えますし、その方が、効果が出られることは皆さん容易に想像がつくところであるというふうに感じている次第であります。
　追加の補正については賛成をいたしますが、以上のことを申し添えるものであり

ます。
〇議　長（弓仲利博議員）　ほかに討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
〇議　長（弓仲利博議員）　ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより、採決に入ります。
議案第５４号、令和５年度川西町一般会計補正予算についてを採決いたします。
この採決は挙手により行います。
議案第５４号について原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。次です。
（挙手する者あり）
〇議　長（弓仲利博議員）　賛成全員であります。
よって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。
次に、追加日程第２、発議第５号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
１２番、芝　和也議員。
◇１２番議員（芝　和也議員）　１２番、芝和也です。
それでは最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、福山臣尾議員、阪本学議員、齋藤麻由議員の賛同を得て提出いたしましたので、代表して、御説明申し上げます。
本件に関しましては、奈良県労働組合連合会から折りに触れて、要請を受けているものでありまして、本町議会といたしましても、これまで幾度となく採択をし、国に対して賃上げに関する意見表明をしてきているものでありまして、今般はその額が最低賃金１５００円いうことでの意見書であります。
今年改定されました最低賃金は全国加重平均で時給にして線が年収換算で１８４万円というのが今年の改定であります地域間の格差も２２０円年収ベースでは４０万円の開きが生じているというのが現状であります。
また、世界に目を転じますと、我が国の最低賃金が遅れていることが明瞭でありまして、ドイツ１９２３円、イギリス１８７５円、フランス１７８５円の６割程度にとどまっているのが、リアルな現状であります。
お隣の韓国の１０８４円となりましたので、我が国平均の１００４円がついに追い抜かれているというのが現状であります。
住民の皆さんの暮らしを取り巻く昨今の経済状況からして、社会人として一般的な営み手取りにして月額２０万はないことには到底立ち行かないのが今日の時代背景でありまして、時給にして１５００円というのが目安になってくる金額であることは、こうした状況からしても、その必要性がうかがえます。
加えて、賃上げには中小農業支援策を欠いては到底果たすことができませんので、今日、アベノミクスで膨らんだ内部留保金に課税し、それを財源に国の中小企業予算を確保して、中小企業支援策の抜本的改善を待たれているところでありますので、それらを果たすべく、本町議会からも国に対しまして、意見表明を重ねていこうと

するものであります。
　全国一律の制度化、最低賃金１５００円、そしてそれを実施できるように、中小企業の経営継続のための支援策の抜本的強化を図ることを求める３点からなる意見書でありますので、時代の求めに応じた時期にかなったものに他ありません。
　議員の皆さんにおかれましては、賢明なる判断をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。
　何卒よろしくお願い申し上げます。
○議　長（弓仲利博議員）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
　質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
　討論ございませんか。
　堀議員。
□７番議員（堀　格議員）　７番、堀でございます。
　ただいま提案されております、この最低賃金法の改正の意見書でありますけれども、
全面的に最低賃金を上げることに反対するものではもちろんありませんけれども、基本的には最低賃金と給与労働者の賃金とはですね、やっぱりリンクして、総合的に上げていくべきであります。
　そういったことについては、やっぱり有識者の会議において、審議されて決めていくというのが一番妥当であると思います。
　特にこの第一番目に書いております全国一律というのは、ちょっと私もそういうことについて一般的に論議したこともありませんし、本当にそれが正しいのか、また実際できるのか、そこんところはよくわかりませんので、ちょっとそういう不文明なままですね、こういう意見書を提出するということについては、いささか躊躇するものでありまして、提出するという意味において、反対させていただきます。
　以上でございます。
○議　長（弓仲利博議員）　他に討論ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議　長（弓仲利博議員）　討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
　発議第５号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書を採決いたします。
　この採決は挙手により行います。
　発議第５号について、原案の通り採択することに賛成の議員は、挙手願います。
（挙手する者あり）
○議長（弓仲利博議員）　賛成多数であります。
　よって、発議第５号は採択とされました。
　次に、追加日程第３、発議第６号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、

給付奨学金制度の確立を求める意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
１２番、芝　和也議員。

◇１２番議員（芝　和也議員）　それでは、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書について安達憲太郎議員、齋藤麻由議員の賛同を得まして、提出をさせていただきましたので代表して御説明申し上げます。
本意見書につきましては県教職員組合からの要請を受けてのものであります。
本町でも高等教育への支援策の実施につきましては、議論を重ねているところでありますが、現在までのところ、実施には至っていないのが現状であります。
今日の教育状況を所得のあるなしで見た場合、歴然と教育の機会均等に差が生じていることがうかがえます。
これは本人には何の責のない問題でありますし、負担と利益の関係もおのずと取り沙汰されてされるところでありますが、子どもが進学をし、教育を受けて社会に出ていくことに関してそこで身に付けた知識は、決して個々のために消費して終わってしまうものではありません。
そこで得た知識や知識を通じ、社会のあらゆる部門で活躍し、そこから排出される益は、その時々の社会全体が享受するものでありますので、社会全体で支えることで、教育の機会均等の役割を担い、果たしていくべきものと心得ます。
本意見書は、こうした観点で国に対してしっかりと教育予算を確保して、高等学校の就学支援金の強化を図ること、高校生の就学のための給付金を拡充すること、あわせて給付型の奨学金制度の確立を求めているものであります。
我が国で育つ子どもの場合、今日、世界一高い学費のもとに置かれ、奨学金制度も実施するほとんどの国が給付型の中、我が国は貸与型にとどまっているのが現状でありますので、結果、社会に出たときには数百万の債務を抱えて出発するとこういうことにならざるを得ないのが現状ですから、これらの解決はいつまでも放置できるものではありません。
本町議会といたしましても、これらの解決に向け、今般、要請の国の教育予算を増やして、高校授業料無償化、給付型奨学金制度の確立を求める意見書の採択で、国へ意見表明を大いに上げていこうではありませんか。
議員の皆さんには、懸命なる御判断をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。
何卒よろしくお願い申し上げます。
○議　長（弓仲利博議員）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ございませんか。
堀議員。

□７番議員（堀　格議員）　７番、堀でございます。
ただいま提案されております意見書でありますけれども、中身についても全面的に反対するつもりはありませんが、表題がですね、表題が高校授業料無償化と来てるわけですね。
また、最後の本文の中の最後の方にも、高校無償化を進めると、こうあるんですが、中身１、２のですね、この就学支援金の各事業といいますか、所得制限をやめること、それから、奨学金、奨学資金ですね、奨学金制度の確立、この２点については別に問題なく大いにやってもらったら、いいということでありますが、安易にこの高校授業料無償化という、この表現はね、非常に問題があるというふうに思っております。
高校無償化で皆さんご存知のようで、大阪でやろうとして大議論が起こりましたけどこの国、国なり自治体でもいいんですが、無償化というときには要するに、保護者負担ゼロを目指すわけでありますが、どうしても、この予算で、こういう事業をやりますと
いうことになると、メニューが限られちゃうわけですね。
とくに我が国の場合には、また、私立の高等学校あたりは、いろんな複数のメニューを持った学校運営やっております。
そういうものがですね、無償化の名のもとにできなくなるというのはこれ非常に大きな問題があると思います。
就学支援金があり、奨学金の拡充については賛成しますけど、ちょっと、この文章そのもので提出するとですね、特に高等教育についてはいろんな複数のメニューが大いにあってしかるべきだと思いますが、それに支障が出るような無償化っていうのは、やるべきではないと、そう思っております。
そういう意味で、ちょっとこの表現上ね、このまま書類を提出するということについては反対させていただきます。
以上です。
○議　長（弓仲利博議員）　他に討論ございませんか。
討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
発議第６号、国の教育予算を増やして、高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書を採決いたします。
この採決は挙手により行います。
発議第６号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は挙手願います。
（挙手する者あり）
○議　長（弓仲利博議員）　賛成少数であります。
よって、発議第６号は、不採択とされました。
次に、追加日程第４、発議第７号、学校給食への緊急支援等無償化を求める意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
１２番、芝和也議員。
◇１２番議員（芝　和也議員）　それでは、学校給食の緊急支援策と無償化を求め

る意見書につきまして、福山臣尾議員、阪本学議員、安達憲太郎議員、齋藤麻由議員の賛同を得まして提出いたしましたので、代表して御説明申し上げます。

本意見書につきましても奈良県教職員組合からの要請を受けてのものでありますが、意見書は学校給食に対する国の支援策の強化と、国の責任で給食の無償化を図ることを求めるものであります。

今日、物価高騰の影響は各分野に及んでおりますので、給食食材料費も決して例外ではありません現に本町でもその影響は避けがたく、既に食材料費の物価高騰分の負担を保護者の皆さんにもお願いするまでに至っていることは皆さん承知の通りで、あります。

自治体によっては、この物価高騰分も全額自治体負担としているところもありますが、このように、その対応はまちまちでありますので、本意見書では、こうした影響を避けるべく、ここは国の責任で工面して、自治体負担及び保護者の負担増とならないことを求めようとするものであります。

また、１０数年来、本町でも議論を重ねている給食の無償化についてでありますが、時間の経過とともに手がける自治体も着実に膨らんできており、コロナ禍を通じて一部補助を含めますと、ほぼ全部の自治体でこの取組に着手するに至っているのが、今日的到達点に他なりません。

本年、春の統一地方選挙を通じ、私が取り組みましたアンケートでも子育て世代かかなり数多くの世代で実施を求める声が上がっているというのも一つの特徴でありまして、今日、解決が求められている課題からは決して外せない問題であることは間違いありません。

こうした施策は、国の取組とすることで、自治体間のばらつきの生じないことから、本来は国が工面、手当するべき策と心得ます。

各々議員の皆さんにおかれましては、細かくは意見の違いもありましょうが、教育の機会均等の立場からも、居住する地域による負担に違いが生じることがないよう、国に対して財政出動を講じることを求めていこうではありませんかどうぞ賢明なるご判断をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議　長（弓仲利博議員）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

堀議員。

□７番議員（堀　格議員）　７番、堀でございます。

ただいま提案されております学校給食への無償化の意見書でありますけれども、態度表明といたしましては、この文書で提出するということについて反対させていただきます。

先日、ある子ども会の役員会がありまして、その場をお借りしましてお母さん方に子ども会ですから、川西小学校にお子さんが通ってるわけでありますけど、お母

さん方に給食の無償化っていうのをどう思うと聞いたら、開口一番何を言っておられたかといいますと「私達は、何も無償化を必ずしも、求めていません、お金を払ってでもいいから、ちゃんとした給食を提供してほしい」彼女が言うのは、現状の学校給食はかなり充実しておりまして、そういう意味で栄養士さん等も苦労してやっておられるのだと思いますけども、非常にありがたいと思っておりますと、こういうことであります。

そういう意見が出てくるということにつきまして町長をはじめ教育長さんと感謝申し上げることになります。

お伝えしておこうと思っているんですが、彼女たち言うのは、その支援してもらうのは非常にありがたい。支援してもらえるのはありがたい。

だから、今年度から、少しばかり、町の方から支援していただいておりますけれども、まず、それを来年度も継続するということについては非常にありがたいと思っております。

こういうことでありまして、要するに彼女たちの言う無償化の危険性、今、日本全国でいろんな給食について問題が起こっておりますけれども、要は、予算を決めて、この予算で給食をやりなさいという、こういうスタイルは非常に私達は嫌だというわけですね、やはり中身をちゃんとしてほしいと、平均で、ちょっと例を申し上げますと、この前、国の費用で、スマホの基礎研修会みたいの町の方で実施していただきました。私もあまりスマホ得意じゃないんで、それに参加したんですよ。

予算化するときの予定表を見ると、あれは基本講座、基礎講座なんですが、同じものが長期間にわたって講座があるわけですね。

それで最初に参加したときに、運営している人にその同じ基礎ばっかり並べてやらずに、最初、基礎やったら、ちょっとあまりにも基本的すぎるから、もちょっとステップアップした講座を後の方で設定してくれたら、その両方を聞けてちょうどいいんだけどと、こう申しあげたらですね、どういう返事が戻ってきたかというと、いや、これは国の費用でやっていますので、国がこういう講座をやりなさいということで指定されていると、それ以上のことは、私達はできないんです。と、こういう返事が戻ってきた。

ただ、給食でも同じことでですね、この予算でやりなさい、参考メニューはこうです。

それを強制されたんで私達は嫌だとこういうことなんですよね。

だから、やっぱりちゃんとした給食を出してほしいというのは求めておられました。

そういう意味で、その給食費に支援することはありがたいけども、必ずしもその無償化の中身をね、支援をしてもらえる無償化はいいけども、メニューで決められる無償化は困ると、こういう意見でありました。

そういう御議論を踏まえますと、ちょっと私といたしまして、直ちにこの意見書に賛成というわけにはいきませんので、態度表明としては反対とさせていただきます。

以上でございます。

○議　長（弓仲利博議員）　他に討論ございませんか。
　討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
　発議第７号、学校給食への緊急支援と無償化を求める意見書を採決いたします。
　この採決は挙手により行います。
　発議第７号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は挙手願います。賛成多数であります。
　よって、発議第７号は採択されました。
　以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。
　お諮りいたします。
　お手元に配付しております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各委員長より、継続調査に付したいとの申し出がありますが、これに付することに、ご異議ございませんか。
　異議なしと認めます。
　よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査に付することにいたします。
　これをもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。
　議員各位には、何かとお忙しい折にも関わらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重にご審議賜り、かつ、議会運営にご理解のあるご協力をいただいた７
ことに対して、議長として厚くお礼を申し上げる次第でございます。
理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。
　また、議員各位から出されましたご意見なり要望を十分に尊重していただいた予算編成及び今後の町政に一層のご努力を賜りたいと存ずる次第でございます。
　閉会にあたり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。
　小澤町長。
●町　長（小澤晃広）　本議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。
　本第４回定例会では、慎重なご審議の上、それぞれにご決定を賜り厚く御礼申し上げます。
　審議におきましては、これまでの取組へのご質問、今後の取組へのご質問など議員の皆様はそれぞれ独自の観点から多様なご意見を賜りました。
　これを今後の町政運営や各種政策にしっかりと生かし、引き続き一生懸命に取り組んでまいりたいと存じます。
　現在、年明け２月にかけて、予算編成の取組を行っている最中でございます。
　来年度、川西町は、１０市町村で組織する山辺県北西部環境衛生組合で建設中のエネルギー循環型廃棄物処理施設と、マテリアルリサイクル推進施設の竣工や結崎駅併設施設の建設竣工を目指すなど、大きな取組を控えており、また、インフレに伴う費用上昇、人件費の上昇もあり、予算額が膨らむことが予想されております。

一方、各自治体の未来に向けての姿勢、積極性が問われる地方創生の時代の中で、川西町での幸せな暮らしを創造していくため、未来に向けて持続可能な川西町を創造していくための取り組みを止めることはできません。

今年度末まで、今期の施策をしっかりと進めつつ、来期の取組の準備に関しましても、しっかりと意思を持って行政職員一丸となり取り組んで参りたいと存じます。

引き続きのご指導、ご鞭撻、ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年も大変お世話になったことに感謝を申し上げ、また議員の皆様、町民の皆様とともに素晴らしき新年を迎えられることを祈念し、私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議　長（弓仲利博議員）　これをもちまして、令和５年川西町議会第４回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前１０時５８分閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和５年１２月２０日

川西町議会

議　　長

署名議員

署名議員

（議決の結果）

議案番号	件　　名	議決月日	審議結果
議案第 42 号	令和 5 年度川西町一般会計補正予算について	12 月 20 日	原案可決
議案第 43 号	令和 5 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12 月 20 日	原案可決
議案第 44 号	令和 5 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	12 月 20 日	原案可決
議案第 45 号	令和 5 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12 月 20 日	原案可決
議案第 46 号	令和 5 年度川西町下水道事業会計補正予算について	12 月 20 日	原案可決
議案第 47 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 48 号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 49 号	川西町印鑑条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 50 号	川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 51 号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 52 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 53 号	川西町営住宅条例の一部改正について	12 月 20 日	原案可決
議案第 54 号	令和 5 年度川西町一般会計補正予算について	12 月 20 日	原案可決
発議第 5 号	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書	12 月 20 日	採択
発議第 6 号	国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書	12 月 20 日	不採択
発議第 7 号	学校給食への緊急支援と無償化を求める意見書	12 月 20 日	採択